

# 地方行政委員会會議録 第十五号

昭和三十一年二月二十九日(水曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君  
 委員 孝一君 理事鈴木 直人君  
 理事永田 亮一君 理事吉田 重延君  
 理事中井徳次郎君  
 青木 正君 唐澤 俊樹君  
 川崎末五郎君 額田 綱三君  
 渡海元三郎君 徳田與吉郎君  
 藤尾 弘吉君 丹羽 兵助君  
 森 清君 山中 貞則君  
 加賀田 進君 川村 継義君  
 北山 愛郎君 五島 虎雄君  
 坂本 泰良君 櫻井 奎夫君  
 西村 彰一君 門司 亮君  
 横山 利秋君

出席國務大臣

國務大臣 太田 正孝君

出席政府委員

總理府事務官(自治行政部長) 後藤 博君  
 總理府事務官(自治行政部長) 奥野 誠亮君  
 總理府事務官(自治行政部長) 奥野 誠亮君  
 委員外の出席者

日本専売公

社事務部長 小川 潤一君

日本国有鉄道

理事(局長) 石井 昭正君

日本電信電話

公社副總裁 梶 勉君

参考人(大宮

市財政課長) 井上 好道君

参考人(秋田

県地方課長) 大塚 達一君

専門員 円地与四松君

二月二十八日

委員青木正君、田村元君、濱野清吾君、松岡松平君、島上善五郎君、田中織之進君、三鍋義三君、門司亮君及び八木昇君辞任につき、その補欠として逢澤寛君、額田綱三君、櫻内義雄君、渡海元三郎君、加賀田進君、北山愛郎君、西村彰一君、河野密君及び川村継義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員逢澤寛君及び河野密君辞任につき、その補欠として青木正君及び門司亮君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員坂本泰良君辞任につき、その補欠として横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十七日

町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)(参議院送付)

同日

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第八一号)の審査を本委員会に付託された。

同日

本日の會議に付した案件  
 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

る法律案(内閣提出第四七号)(参議院送付)

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第八一号)  
 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案について参考人より意見聴取

○大矢委員長 これより會議を開きます。

本日は国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案について、参考人より意見を聴取することとした。委員各位のお手元に配付した名簿のとおりでございます。

参考人の皆さんに一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用中にもかかわらず、遠路本委員会のために御出席いただきましてありがとうございます。

それではこれより順次参考人の意見を承わることいたしますが、まず参考人よりの意見を聴取し、あとで委員各位の諸君よりの質疑をしていただきます。

まず参考人大宮市財政課長井上好道さん。

○井上参考人 ただいま御紹介いただきました。大宮市の財政課長井上好道でございます。今回本法律案を御提出になりました。地方財政の非常に窮乏にいたしております都市といたしまして、早天に懸念のありがたい法律を御

提案下さいます。まことに感謝感激をいたしておる次第であります。

大宮市は御承知の通り、国鉄の町と申しまして、全国で代表的な市でございます。市街の大半を大きな鉄道操車場、工場等に重要な地域を占められておるところでございます。鉄道によつて発展をいたしましたわけでございますが、今日人口の急増増加をたどっております現状で、非常に地方財政が窮乏を告げて参つたわけでございます。過去何十年となく、この施設に對する立場から、何とか国から恵みをいただければというようなことが、年々の希望でございましたが、今回ありがたいこの法案を御提出いただきまして、非常に財政面におきまして、ありがたうお受けするわけでございます。

が、さて本日ここに市といたしまして参考意見を申し上げる機会を得ましたことは、まことに光榮に存するところでございます。しかし年来、私も市といたしましては、本法律案が納付金、交付金という形で参りましたので、願わくは地方税法の改正によつて、税としての考え方に立つていただくのが、本来の私どもの念願でございます。しかし形は違ふものの、本質的にやはり税と同じ立場で地方財政をお考え下さるというふうなことにござります。まことにありがたう存するわけでございます。しかしながら税という本質と、納付金及び交付金という本質とは、法案自体といたしまして、そこに性格を異にしておるよう

見受けられるのでございます。それは交付金納付金というものが、一つの配分交付という形で参りますので、いわゆる自治体の長に直接課税客体の調査評価、そうした権限がないのでございまして、もちろんこうした資産は個人資産と違ひまして帳簿上はつきりいたしておることは、これはだれしも認めておるところでございますけれども、一応は自治体といたしまして、地方税法の第二条、税としての課税権というものをお考えみなければならぬと考えたわけでございます。それによつて、地方税法の別の法律といたしまして、姉妹法として考えて、本質的に税に考えていただく、こう考えるわけでございます。よつて徴税吏員の立場といたしましては、質問調査権というものがやはり考えられていいではないかと一応考えられたわけでございますが、これは本案の条文にも、台帳の閲覧を求め、なおかつ記録することのできるという条項で表現されておりますが、なお自治体といたしまして、直接御質問を申し上げ、なおそうした調査のお許しをいただけるというふうなことがお認め願えるならば、まことに幸いかと存するわけであります。

それからなお税率と申しますか、算定標準額につきまして、地方税法の税率による、標準税率に三十一年度は十分の二・五、三十二年度には十分の五というのがございますが、これは地方税法の方の三四九条の三の特例の場合と同じように、平年度化を全

的にお認め願うというふうな考え方で、実はおつたわけでございますが、本案を見ますと、平年度化が二分の一であるというふうなことで、私どもは期待が幾分はされたような感じがいたすのでございます。経過規定といまして、せめて五カ年以後には全面課税にでもなるような方向に一つお考えをいただきまして、特に東京近郊の都市としまして、なおかつ中心街の広大な地域を擁しております大宮市といまして、特に財源の確保のために、この法案に依存せざるを得ない立場になつておるわけでございます。そういう立場から、ぜひとも全面課税という方法によつてお救いをいただき、なお本案の提出理由が末尾にございまして、これにおきまして、固定資産税相当額という表現を盛っておりますが、一つこの提案理由の通りに、この条文をぜひとも御高配を願いたいと思つたわけでございます。

それから最後に、地方交付税との関連性でございますが、現在のこの配分交付率から見ますと、私どもは交付税に影響をもたらさないものという考へ方で見えておるわけでございますが、これはぜひとも交付税には別にお考えをいただきたくというふうな方向に確立を願いたいと存するわけでございます。まあ非常にありがたいお話しをいただきまして、ここに賛意を表するのでございますが、ぜひとも地方財政確立のために、一つ自主財源をお与え下さいませうお願い申し上げます。

○大矢委員長 では次に秋田県の地方課長大塚達一君。

○大塚参考人 私はただいま御紹介に

あずかりました大塚でございます。このたび国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案の御審議をせられるに当りまして、われわれの御意見を徴していただきますことは、まことに心から感謝にたえません。

私は県庁の地方課長という立場で質問を受けました関係上、市町村の財政あるいは税制を指導しております立場といたしまして、つまり市町村の立場から、この法案につきまして考えたわけでございます。結論といたしましては、この法律案は私どもが多年念願いたしておりました点をお認めいただきました点において、ありがたい法律であるというふうな考へております。

従つてこれについて、積極的に賛意を表するものでございますが、ただ幾つかの点におきまして、なお御参考にしていただければありがたい点が二、三あるのでございます。

第一点は、簡単に申しますと、今度の国有資産等所在市町村交付金、つまり交付金の関係でございます。この交付金の創設につきましては、自治庁長官のこの提案理由の御説明を見させていただいたのでございますが、この中では、税金という考へ、固定資産税という考へ方が基礎にあつて、その上で、国と地方公共団体という特殊な関係がどうかと考えられるので、交付金という形をとつた、かように仰せになつております。かつまた地方制度調査会あるいは臨時税制調査会の御報告におおられるというのを聞いておりますので、そういう根本的に固定資産税相

当のものという考へをさらに貫いていただきたいという点でございます。秋田県におきまして、各市町村で特になじみの深いのは、国有林野の關係でございます。秋田県は、現在林野面積が約七十八万町歩でございます。そのうちの三十九万町歩は、国有林野になつておるわけでございます。これらはいずれもその大部分旧藩時代の藩有の山林でございます。木山方がこれをつかさどつておつたわけでございますが、なおその少からぬ部分が、旧部落の自由にされておつた山林でございます。昔ながらの山村の考へによれば、やはりわれわれの山というふうな気が非常に強いのでございます。そういう、そういう山に對して非常に愛着を感じておるわけでございます。これが地租改正の際において、いろいろ税金の關係等をおそれまして、これは国に渡してもどうせわれわれのものには違いないのだというふうな素朴な考へか

ら、国有財産に編入され、それが今日の国有林野として非常な利益をあげているわけでございます。従いまして、そこにはえております天然杉等も、いわゆる天然杉と称せられております部分につきましても、中には旧藩時代に植えた植林木がかなりあるというふうな承つておるわけでございます。このような山におきまして、従来国有であるというだけの理由で、一般の民有林につきましても、当然に賦課されております固定資産税等々のものが、ほとんど入らない。特に個々の山村につきましては、自分の家とたんぼのほかにほとんど山は国有だというふうな地域もございまして、ほかの周辺町村に比較いたしまして、非常に不利な立場に立つて

おつたのでございます。これらの山林につきましても、やはりその所在する關係上、当然にいろいろの利益をこの市町村から受けておりますし、さような關係に特に目をつけられまして、従来からもこの国有林の所在市町村に對して、交付金が農林省の告示によつて配付せられておつたわけでございます。これがこのたびはつきりと割り切られた形において、交付金制度が立てられますことにつきましては、心からこれについてありがたいと感謝しておりますが、ただそういったいたしました場合に問題になりますのは、これらの国有林の評価、国有財産の評価につきまして、それぞれ台帳価格によるということになつております。ただし各省各庁の長が通知した額がある場合はその額によるということが、第三条の規定に書かれておるのでございます。そうしてそういう通知された額が著しく不当な価格である場合に、市町村の側から第九条の規定によつてそれを異議を申し立てることができることになつておりますが、それについて各省各庁が認めない場合、これに對して市町村がさらに自治庁長官にその旨を申し出られる。しかしながら、自治庁長官がその申し出を受けて正当と認めた場合においても、なおかつ単に各省各庁の長に意見を申し出るといふにとどまりまして、最終的にこれが意見の調整という点におきまして、最終決定が確保されていないようなうらみを感じるのでございます。これを特に強く感じます。

結局そういう国有林地元の市町村におお世話になつておりますし、いろいろ行政面でもお世話になつております

關係上、個々の市町村と各省各庁の關係において事を処理していくということになりますと、いわば相當の圧力というふうなものを受けてまして、市町村の側で屈服する点がかなりあるのではないかと。特に三公社につきましては、自治庁長官がその価格を通知するという制度がとられておりますこともございまして、そのような点を御考慮いただきまして、この価格の決定につきまして、何かもう少しはつきりと、最終的にいけば利害關係者がきめるということでないような制度が打ち立てられていいのじゃないか。そういう点を考へていただくと非常にありがたい、かように感ずるわけでございます。

それから第三に、附則の十三項の点でございますが、附則の十三項によりますと、「三分の間、国有林野事業特別会計の規定による国有林野事業特別会計において、第二条第一項第二号の土地につき第三条第一項の規定によつて算定した交付金額の財源に不足を生ずる場合における交付金額の算定については、同項の規定にかかわらず、政令で特例を定めることができる。」というふうな書いてございまして、この財源に不足を生じた場合における交付金の算定については、この法律通りに行われない場合が規定されております。しかもそれが当分の間ということ、日限も何も切つていない。かような点について実は多少の不安を感じるのでございます。もちろん国家の事業でございますから、予算面の制約を受けるということは十分わかるのでございまして、この法の趣旨が自治庁長官の御説明のごとく、固定資産税に相當するものを税の形でなく表わそ

おつたのでございます。これらの山林につきましても、やはりその所在する關係上、当然にいろいろの利益をこの市町村から受けておりますし、さような關係に特に目をつけられまして、従来からもこの国有林の所在市町村に對して、交付金が農林省の告示によつて配付せられておつたわけでございます。これがこのたびはつきりと割り切られた形において、交付金制度が立てられますことにつきましては、心からこれについてありがたいと感謝しておりますが、ただそういったいたしました場合に問題になりますのは、これらの国有林の評価、国有財産の評価につきまして、それぞれ台帳価格によるということになつております。ただし各省各庁の長が通知した額がある場合はその額によるということが、第三条の規定に書かれておるのでございます。そうしてそういう通知された額が著しく不当な価格である場合に、市町村の側から第九条の規定によつてそれを異議を申し立てることができることになつておりますが、それについて各省各庁が認めない場合、これに對して市町村がさらに自治庁長官にその旨を申し出られる。しかしながら、自治庁長官がその申し出を受けて正当と認めた場合においても、なおかつ単に各省各庁の長に意見を申し出るといふにとどまりまして、最終的にこれが意見の調整という点におきまして、最終決定が確保されていないようなうらみを感じるのでございます。これを特に強く感じます。

結局そういう国有林地元の市町村におお世話になつておりますし、いろいろ行政面でもお世話になつております

うというものであるならば、その実質はやはり税である。そうすると一種の経費として考えられてしかるべきじゃないか。従って予算についてはこういう経費を先に支弁して、その後それよりも弱い面に金が向けられていっていいのじゃないか、そういうような点を感じるのでございます。従いましてこの点について、いわば予算面だけの制約で自由に額が制限されるというように、制度的にこれをはつきりと確保していただきたい。かように、いわば隨を得て蜀を望むような言分になりまされども、この点をさらに確保していただければ非常にありがたいのでございます。

国の交付金につきまして、特に秋田県として関係のありますのは以上の点でございますけれども、さらに考えまするに、これらの国有の資産につきましてこういう交付金制度を立て、公共企業にわゆる三公社に対して納付金制度を立てる、その基本が固定資産税相当という考えから出ているものとするならば、さらに国有の財産につきましても三公社に匹敵する種々の事業がござります。いわゆる現業部門の官公庁、さらに特にこの林野関係で申すならば山林の土地のみならず、そのほかの軌道あるいは建物等もござります。かような点について、この法案ではい

のでございます。

なお三公社の納付金に關しましては、この法律で納付金という名前を用い、その理由をいたしましては国に準ずるものであるから、かような理由で納付金ということにしてございませう。しかしながら、これも基本的に固定資産税という考え方を貫くならば、その対象はあくまで国あるいは政府にあらざり、一つの国以外の公社でございませう。従いましてこれらに全面的に固定資産税を賦課するという考え方に立っていただいても間違ひではないんじゃないか、特にその点をはつきりと割り切っていただきたい、かように感ずるのでございませう。と申しますのは、そのようないわゆる納付金という形は、一面においてそういう事情であるということも理由はわかるのでございますけれども、同時に逆に、いわば猜疑心をもつて申せば何か現在の地方財政の窮乏の状態のみに目を付けて臨時的にそれを救つてやるというような恩恵的な色彩、においを何となしに感ずる。これはいわばひげ目でございませうけれども、そういう感じがござりますので、基本的に観念を割り切つただければ非常にわれわれといたしましてはありがたいのでございませう。ただこの税率を一、四にいうふう

ますか、はつきりした固定資産税という観念を立てていただきたい、かように考えるのでございます。以上簡単であります、四つの点につきまして私どもの考えを申し述べた次第でございませう、何らかの御参考に供していただければ仕合せと考える次第でございませう。

○大矢委員 これにて御意見の開陳が終りました。委員各位の参考人に対する質疑の通告がありますから、これを許します。龜山君。

○龜山委員 ただいま井上、大塚両参考人から本税の創設についていろいろ積極的に賛成するというお言葉をいただきました。きまして、この問題が与党におきまして非常に努力をいたし、またこれまでになりました納付金の言葉の問題につきましても、非常に苦心のありましたことを御推察願いたいと思ひます。

そこ二、三お伺いしたいと思ひます。そこは、まず井上参考人に、先ほどのお話で一步進め、市町村側の方から一つ調査をしてみたい、こういうようなお話がありました、三公社の固定資産についての調査をどういうような意味で、どういう方法でおやりになるのが御趣旨であるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

それから次に大塚参考人にお伺いしたいのは、今お話になりました三公社以外にこれと同じような団体があるのじゃないかというお話でありまして、多少現業官庁その他のことをおあげになりまして、もう少し詳細にゆっく御質問申し上げます。

○井上参考人 お答え申し上げます。

私は税務担当でありませぬので、税務の本質的なことを、担当課長の意見等をお聞きしたわけでございませう、ここに公簿上の閲覧記録という点、納付配分されるものについての異議の申し立てという観点から、やはり根本は税としての考え方であつたらう、そういう立場が、ただその間のいろいろな過程から納付金、交付金という制度に変わったといたしまして、本質はそこにはなからうか。そうしますとやはり地方税の考え方と同じ考え方であつたことが望ましい、こういう考え方でございます。

○大塚参考人 ただいま三公社以外の現業の点についてももう少し詳しく話せたいとお話なつたわけでございませう、私どもはと申し上げました通り林野の關係はございませう、この法律の趣旨を考へますと、結局そういう固定資産を所有しているものについての負担の均等というふうな観念が相当強くあるようでございます。その場合にそういうことから結局三公社の事業に対して他の同種事業との均衡と申しますか、そういう面からしても当然固定資産税が課せられてしかるべきなんだ、そういう観念からこの法律が出發しておるといたしますれば、国家の行なつております諸種の事業がございませう、その中でもいわゆる五現業と称せられております印刷それから造幣あるいは郵政、さらにはアルコール専売というふうな現業につきまして考えますと、大体その経理につきましては特別会計をもつて行われたいは、その事業の内容は主としていわば経済的な行為である。しかもその構成しております要素は、いわゆる

純然たる行政事務というよりは、むしろ筋肉労働的な色彩の強い事業でございませう、そのような点に着目いたしまして、一般の企業が負担しておりますと同様な、いわば労働關係も考えられて公共企業等労働關係法の適用を受けておるといふことも聞いております。従いましてそういうふうな三公社と同様な事業のやり方が要求せられておるといふ点から考えましても、その税負担というふうな面につきましても、同等の負担があつてしかるべきじゃないか。かような基本的な考えでございます。ただそれについてその事業が結局公共企業体というふうな公社の形に移行できないいろいろな行政内容を持つており、あるいは国家目的との関連性もあるという点は考えられま

るので、そういうふうな点について基本的なこれを税として割り切つた上で、いろいろ方法があるのじゃないか、たとえばこの法律においても、その評価額の何分の一というふうに評価額の面において、その公共性を含んで解決していくというふうな点も考えられておりますので、そういうふうな方法があるいは考えられてもやむを得ないと思ひますけれども、基本的にはい

わば課税対象にして考えられたいのじゃないか、そういうふうな意味で申し上げたのであります。

○龜山委員 大体御趣旨はわかりました、この際幸いに奥野自治庁税務部長が見えておりますので、今の二つの問題について自治庁の御所見を伺うことが両参考人も御参考になるうし、われわれも参考になると思ひますから、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○奥野政府委員 第一点は市町村がみ



どの程度増すかということ、もしおわかりになれば、それをお聞きしたいと思います。また大塚参考人に、秋田県においては国有林野の交付金あるいは他の納付金が予想されますが、それがおよそどのくらいの御見当になりますか、概数でけっこうですから、ちょっと。

○井上参考人 お答えいたします。大宮市の状況でございますが、先般大塚の試算の状況を伺ったところ、約四十億とお聞きしたのでございます。しかしこれとてまだはつきりした数字をお聞きしたのでないのですが、推定を申し上げておるのでございます。それで償却等考えますと、大体三十億という見当をつけたわけでありまして。そうしますと、一・四の四千二百万ですから、この法案で参りますと十分の二・五でございますから一千五百万円、大体一千万、こういう推定をいたしたわけでありまして。

○龜山委員 市の全部の年収入の何%でございますか。

○井上参考人 全固定資産税の八%か九%かと思えます。

○大塚参考人 私の方は実はまだこの法律によって試算したことが全然ございませんし、試算の明細もけさ見ましたばかりで、まだはつきりとした数字をつかんでおりません。従いましてお答えいたしかねるのでございますが、従来農林省の告示による交付金として秋田県に回っておりますのが約二千万、全体で約三億のうちの二千万程度が秋田県の町村に配分になっております。その比率から申しますと、大体今度これの総額が四億程度と聞いておりますから、それを多少上回る程度で

はないか、こういうふうに考えておられますか。

○大矢委員長 中井君。

○中井委員 龜山さんがお尋ねになりましたのと重複を避けまして、お尋ねいたしますが、私は大宮市の井上さんにはまずお尋ねしたいと思っております。大宮市は人口はどれくらいでございますか。

○井上参考人 十四万四千五百人でございます。

○中井委員 それで先ほど今度の税制改革、政府の案によると、一千万ぐらの増収になるといふことであるが、大宮市の税収入は全部でどのくらいになりますか。それから一年の予算をちょっと。

○井上参考人 税収は市民税、固定資産税を合せて二億五千万円、それで予算は、来年度予算を申し上げますと、六億一千九百万円編成いたしました。

○中井委員 決算も大体その程度になる見込みですか。

○井上参考人 決算は、昭和二十九年年度が五億五千万円でございます。三十九年度の見込みが五億七、八千万円と大体推定しております。

○中井委員 税収の決算です。税収入は三十九年度はどのくらいありますか。二億五千万円とはどうもちょっと少いように思うのですが。

○井上参考人 数字を持って参りませんので、ちょっと失念しておるわけでございますが、本市の税収は大体その程度でございます。非常に税収の少いところでございます。

○中井委員 人口十四万人で、二億五千万円と言いますが、交付団体ですか、不交付団体ですか。交付団体である

れば、交付税はどのくらいもらっておりますか。

○井上参考人 交付団体でございます。交付税はたいたいま三千五百万円交付を受けております。

○中井委員 先ほどあなたの御説明の中に、この制度が実施されましたら、できれば交付税に關係のないようにというふうな御意見がありました。あなたに税務課長ですから、税金はよいもらったという考えはわかるわけでございますが、今伺いますと、四千万円程度の交付税――まだ特別交付税はきまっておりますね。

○井上参考人 はい。

○中井委員 そういふことになりまして、どうですか、現実の市の財政は、過去において赤字ですか、黒字でやっておりますか。その金額も一つお知らせ願いたい。

○井上参考人 大宮市は昭和二十七年から赤字を続けて、二十九年で四千五百七十二万円の赤字を出しております。

○中井委員 今伺ってみますと、今全国のことにあなたのところのようにな十四、五万の都市であります。大い赤字です。そうしてその金額はあなたの方の四千万円などという甘いものではないですか。私どもはこれは抜本的に大きく改正をしなければならぬ。きょうおいでを願いましたのは、三公社から税金をとるといふことになりまして、大宮は鉄道の町であります。私は、一筆に数千万円の増収になります。今伺うと、わずか一千万円といふことであると、赤字はあまり多くないけれども、しかし大宮市のあの鉄道

の町が国有鉄道から納付金をもらって、もまだまだ足りない、今の状況はこういうことですか、それでよろしゅうございませぬか。

○井上参考人 財政から見ますと、なおかつ非常に不足をいたしておる状態でございます。

○中井委員 それでそれが入りますと、あなたはその交付税の算定の基準にしろもらいたくないという御意見でしただけでも、そういうことは現実に行われませぬか。考えておられますか。これはもう当然計算しなくちゃいかぬというふうなわれわれは考えておるのでございませぬか。

○井上参考人 希望を申し上げたのでございませぬ。

○中井委員 最後に大宮市のことにつきまして、いいことか、悪いことかは別といたしまして、あなたの方で四千万円赤字があつて、非常に税金が少いというふうなお話ですが、一方大宮市では市民税その他につきまして上手な税金の取り方をしておられる。非常にここがございませぬか、御判断のもとに、市当局におかれまして市民税の取り方をなさつておられる。あるいはまた集まりました税金のうち一部分を還付という、形式的にはどういふ形か知りませんが、実質的にはどういふ形になるような方法をとっておられるということも私も伺つたのであります。その辺の事情をできましたらお聞かせをいただきたいと思つておられますか。

○井上参考人 たいま御質問の市民税は納税奨励という方法で取り上げておるわけでございます。

○中井委員 どのくらいの率ですか。

○井上参考人 三%程度だと思つてます。

○中井委員 金額にいたしますと総計でどれくらいになりますか。

○井上参考人 二百万円ちょっとになります。

○中井委員 それでは秋田の地方課長の大塚さんにお尋ねいたしますが、三十九万町歩に及ぶ国有林について交付金の制度ができる、秋田県の市町村としては非常に助かるというお話であります。しかし何うと金額が四千万円程度でございます。この国有林につきましては現在でも林野庁から適当な方法で地元市町村に多少の金は行つておるうちに私どもは伺つておる。これを実施するということになりまして、その間の關係はどうなるんですか。どのように了解されておられますか。

○大塚参考人 従来からの林野庁の方から行つておるといふのは、おそらく国有林野の所在市町村交付金のことじゃないかと思つておられます。これは毎年ずつと配付されておられます。こういう制度ができましたら、これについては地元町村にいたしましては、この固定資産税相当の交付金が配られた後においても、そういう地元交付金は別個にいたしたいという希望を申しております。

○中井委員 今秋田県地方課長の回答に關連しまして税務部長に伺うんですが、この制度ができますと、先ほどから話の林野庁から各地方に交付をいたしております金額がそのまま残るんですか、それとも停止になるんですか、その点をちょっと伺いたい。

○奥野政府委員 今までの国有林野所

在市町村交付金という予算補助の性格を持っておりましてはなくなりまして、この法律に基きます制度的な交付金に変わって参るわけでありまして。

○中井委員 そうしますとその金額はどれくらいふえてどうなるんですか。ちょっと聞かしていただきたい。

○奥野政府委員 今まで交付しておりましたのが三億二千万円でありまして、今度この制度によって交付されま

す額が四億五千万円であります。

○中井委員 そういたしますと、はっきり言うとはしたことはないな。た

だやり方その他について変ると思うんですが、今大宮市の財政課長、この人の

数字も正確であるかどうか知りませんが、天下の鉄道町の大宮市が大騒ぎを

して、はっきり言えば国有鉄道から金を取って、しかもその金はわずかに一

万円程度で一向赤字の足しにもなりやせぬ。またこの林野庁の關係は交付金

にしたけれども、実際は三億二千万円か五千万円出しておったのが、四億五

千万円程度になって実質はあまり變らない。今度の地方財政の技術的な対策

途中であらうしやうから、ちよつとなんです、今いろいろ参考人から伺

いました。大宮市なんというのは非常に

に鉄道によって栄えた町でありまして、納付金ができる

て、私はもう一筆に黒字に転換して不交付団体くらいにな

るのではないかと考えておりましたところが、わずかに一千万円か一二百万

円に交付金が四千万円を突破して、そうして赤字は四千万円から五千

万円あるということなのですが、この辺のところどうでございますか。

私どもは實際率直に申し上げまして、国会議員の一人として、そういう鉄道

の町、大宮くらいの町は全国に十や二十はあろうかと思ひますが、これによ

つてせめてそういう町だけでも助かるというのなら、これはまあまあというふ

うな感じを持っておったのですが、現

実は非常に少いので実はびっくりしたのです。そこまでお調べになってお作

りになったのでしょうか。大臣のその点における認識を一つ伺っておきたい

と思ひます。

○木田国務大臣 今回の自主財源等につ

いてとりました考え方が抜本的でないというお言葉であり、かつ個々の町

につきまして、たとえば大宮市のごときと救済できるような方法はな

かったかというお言葉でございますが、私どももいたしましては今回の自主財

源で、財源の備在など直す意味におきまして百数十億円に上る総額にお

いての今までのない考え方を実行せんとし

ておるのでございます。口には三公社課税と申しますが、この課税も長く

唱えられ長く行われなかつた問題でござ

いまして、百数十億円に上る、また平年度においては相当多額に上るもの

と思つております。個々の町につきま

しての御指摘でございますが、なるほど一つの町にこの税に類するものを

やつたならば、それで赤字が消えるかという

ことでございますが、御指摘の通り大宮市等

においてその事実が上らないうという事実は認めなければならぬ

と思ひます。しかし全体としての自治体の姿をながめまして、そこに今までの

非常な困つてゐる点を除くためにかような

すから、不十分な点はございますが、ここに抜本的な方法の

一步を踏み出してやつておるといふ意味におきまして

は御了承を願ひたいと思ひ次第でございます。

○中井委員 今の御答弁その通りだと思

ひますが、最後に奥野さんにちよつと伺つておきます。今大宮の財政課長

は、こういう収入増になつても非常に欲の深いお望みであるうかと思ひま

すが、交付税に關係のないようにして

もらいたいというふうなお話がありました。私どもは、大宮のような鉄道の

町さえそういうことを言うといふこと、そうなれば、この三公社の施設

のないところというふうなものに多少均霑を

するほどで、自分の方で計算をすると、この

鉄道なら、現在の施設では一キロ

算をしてやつておきますと、その十分の一

の金しか来ないというのであります。従

いまして、理論はあなたのおっしゃることも何

だか、一括東京でおやりになるならば、

これはもう交付税の中へぶち込んだ方が

あつさりしていいんじゃないかという、

實際面の考え方を私は持ちます。そこで

ちよつとお尋ねをしたのであります。そ

にも考えられるわけでございます。こま切れにした評価が必ずしも正しいのじゃない、全体を一の資産として評価して、それをまた軌道の延長に応じて按分して参りますれば、弱小の町村も救われて参りますと、中井さんのおっしゃって参りますと、中井さんのおっしゃって参りますような点を現行制度の中に、理論的に矛盾のないように取り入れていきたい、こういうふうになるんじゃないかと思ひます。

○中井委員 これでは質問をやめますが、こま切れのようになつては評価がでない、そんなことはありません。中央で、一定の基準をきめてさえもらえばちゃんとこれはやりますから、そんなことは心配要らぬと私は思ひます。いずれにしても、こういう特別課税のような形のもがたくさん出て参ると、結局のところ交付税におち込んだらどうかという意見が、私は必ず出てくるように思ひますので、その点だけをちよつと最後に申し上げて、これでお尋ねを終わります。どうもありがとうございます。

○北山委員 今のお話に關連してお伺ひいたします。結局今度の措置による交付金なり納付金というものは、やはり交付税の算定の際の基準財政収入に見込まれるということになりますと、大宮の場合でいへば、一千万円の収入が上る場合に、七百万円だけは基準財政収入に見込まれて、その分だけは交付税から減額になる。普通のはかの条件が同じであればそういうことになつて、大宮がもうかるのは三百万円だけですね。そういうことに了解していいわけについては、従来は基準財政収入の

中には見込んでなかった。今度は増額にはなつたが、見込むということによつて、逆に交付税が減つてくる、こういうふうな結果になるということははっきりしております。

○後藤政府委員 前段はおっしゃる通りになります。しかし別の財政需要を延ばしていきまますから、必ずしもそうびつたりと数字が合うわけじゃございません。

後段の方の問題は、かつて交付金をもらつておりますので、そのもつておるものをさらに計算の中に入れて、いふことはどうかと思ひますので、増額分だけを計算の中に入れて、こういうふうな政令でもつて率を定めるといふことになつておりますから、増額分の七割だけを計算に入れるということになつております。

○北山委員 国有林の方はどうですか。

○後藤政府委員 今の話は国有林でございます。

○北山委員 そうすると、今度の措置の結果として一番得をするのは国の方じゃないかと思ふ。普通からいへば交付税をそれだけふやさなければならぬ状態にあるのを、このような措置によつて大部分は交付税を減らせるわけですか。そういうふうな結果になるのじゃないか。あるいはまたよその方に回るといふことも考えられる。ですから先ほど中井君が言つたように、やはり交付税として全体に分けた方が合理的ではないかというところにもなつてくるのではないかと思ふのです。結局今度大宮市でとれる鉄道の用地に対する納付金ですか、それが今申し上げたよう

な計算で結局交付税の方が減額になるというふうなことになる、そういう結果にならないで、果ならざるを得ないのではないか、その七百万円というのは結局よその方に配分される。総額は減らなくても、これが回らないとすれば、国としてはそれだけの金額を交付税としてふやすべきが当然だったわけですから、それをふやさないでこういう措置によつてごまかす——というわけじゃありませんけれども、こういう措置によつて間に合せた、こういう結果になると了解していいのじゃないかと思ふのですがどうでしょうか。

○後藤政府委員 私どもは地方に財源を与えます場合に、交付税の方式でやるか、独立性の強い税でもつてやるか、ということのどちらをとるかという場合には、やはり独立性の強い自主財源を与えるのが筋論ではないか。地方団体の財源から申しましても、独立性の強い自主財源を与えていくという筋に立たなければならぬ。そういう建前から交付税の制度よりも、独立性の強い自主財源であるところの交付金とか納付金の制度の方がいいのではないかと、こう判断をしておるわけでありませぬ。しかし、おっしゃいますように交付金の中におち込んで分けるということも一つの考え方だと思ひますけれども、先ほど奥野君から申しましたように、納付金の性質から申しましてやはりその団体との問題がござります。従つて交付税になりますと、必ずしもその団体に参つていくものではないかと思ひます。それから交付税の中におち込んで参りますと一般財源でありますから、これが幾らきたのかはつきりし

ないのではありません。そういうことから申しまして、その点をはつきりさせる意味でつまり地方税の性質の中に公益的な性格もあるということ、前からわれわれ申しておるのであります。そういう性格を独立財源の形で生かすためには、やはりこういう格好の交付税の方式の方がいいのではないかと、かように考えておるのであります。しかしお考え方も一つの考え方であり、やはりそういう意見もこの制度を作り出すときにあつたことも私も承知いたしております。

○大矢委員 それでは、他に御質疑がなければこの程度にいたしておきます。

○大矢委員 それでは次に、町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案

町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案

町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（監査委員）

第四条の二 町村職員恩給組合は、

地方自治法第百九十五条の監査委員を置かなければならない。

（福祉事業）

第四条の三 町村職員恩給組合は、町村職員の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 職員の保健、保養又は教養に資する施設の経営

二 職員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三 職員の貯金の受入又はその運用

四 職員の臨時の支出に對する貸付

五 その他前各号に附帶する事業

2 町村職員恩給組合は、前項各号に掲げる事業を行うに當つては、市町村職員共済組合と共同して行う等町村職員の福祉を増進するため、の事業が総合的に行われるように努めなければならない。

第六条の二を第六条の八とし、第六条の次に次の六条を加える。

（計理の原則）

第六条の二 町村職員恩給組合は、その資産、負債及び基本金の増減及び異動の原因となる事実のすべてを、正規の簿記の原則に従つて、整然かつ明りように整理し、及び記録しなければならぬ。

（事業計画書）

第六条の三 町村職員恩給組合の管理者は、毎会計年度、組合の事業計画を作成し、年度開始前に、組合の議会の議決を経なければならぬ。政令で定める重要な事項について事業計画書に變更を加えよ

うとするときも、また、同様とする。

(決算)

第六条の四 町村職員恩給組合の管理者は、毎会計年度、組合の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに決算報告書を作成し、これらを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、当該年度終了後二月以内に組合の議会に提出し、その認定を受けなければならない。

(出納)

第六条の五 町村職員恩給組合の出納その他の会計事務は、組合の管理者がつかさどる。

(財務に関する事項の報告)

第六条の六 自治庁長官は、政令で定めるところにより、町村職員恩給組合に対し、組合の財務に関する事項について必要な報告を求めることができ、

(財務に関する事項の政令への委任)

第六条の七 この法律に定めるもののほか、町村職員恩給組合の財務に関する必要な事項は、政令で定める。

第九条を次のように改める。

(この法律と地方自治法との関係) 第九条 地方自治法第六十八條から第七十一条まで及び第九章(第二百二十二条、第二百三十条、第二百三十一条、第二百三十三条、第二百三十四条第二項、第二百四十条第一項から第三項まで及び第二百四十四条の二を除く。)の規定は、町村職員恩給組合に関しては、準用しない。

2 地方自治法第二百九十二条の規定により、同法第九十六条第一項第二号及び第八号、第九十七条第二項、第二百二十二条第一項ただし書、第二百二十二条、第二百三十八條の二、第二百七十六條第一項並びに第二百七十七條第三項の規定を町村職員恩給組合に準用する場合は、これらの規定中「歳入歳出予算」とあり、又は「歳入歳出予算」とあるのは、「町村職員恩給組合法第六條の三に規定する事業計画書」と読み替えるものとする。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。  
3 第六條の八第四項及び第六項の規定は、町村合併促進法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百七十八号)の施行の日前に町村職員恩給組合に属する町村の区域の全部又は一部が市の区域となつた場合における当該市についても適用する。

附則  
1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第六條の二を第六條の八とし、第六條の次に六條を加える改正規定中第六條の七に係る部分及び附則第二項の規定は、公布の日から施行する。  
2 昭和三十一年度に限り、町村職員恩給組合の管理者は、昭和三十一年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に係る組合の

事業計画書を作成し、昭和三十一年十月一日前に、組合の議会の議決を経なければならない。

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

○太田国務大臣 たいだいま議題に供されました町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びに内容の概略を申し上げます。

町村職員恩給組合の院職年金及び退職一時金につきましては、昭和十八年来、各都道府県ごとに、地方自治法上の一部事務組合として町村職員恩給組合が組織され、町村職員の退職年金及び退職一時金に関する事務を共同処理して参つたのでありますが、昭和二十七年には、町村職員恩給組合法が制定され、恩給組合の法的並びに財政的基礎が確立いたしました。かようにして恩給組合の制度は、市町村職員の福祉に寄与しているものでありますが、さらにその運営の合理化をはかりまするため、組合の財務に関する制度を整備いたしまするとともに、職員の福祉を増進するため、組合は一定の福祉事業を行うことができることとする等の必要を認めまして、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の内容につきまして、その概略を申し上げます。  
第一は、恩給組合の経営の実態を明らかにし、会計の適正を期しまするために、組合の財務につきまして地方自治法の財務制度につき特例を設け、企業会計と同様の原則による会計經理の

制度を採用することとしております。

第二は、恩給組合は、健全な保険数理を基礎といたしまして、将来の給付に充てまするため相当額の責任準備金を積み立てなければならないのでありますが、これが運用の一方方法として、職員の福祉を増進するため、一定の福祉事業を行うことができることとし、福祉事業を行うに当っては、市町村職員共済組合と共同して行う等職員の福祉を増進する事業が総合的に行われるように努めなければならないこととしております。

第三は、恩給組合におきましては、従来監査委員の設置は任意とされていのでありますが、組合の財務に関する制度の整備と相俟つて、組合の事業運営の適正を期するため、監査委員を必置とすることとしております。

第四は、恩給組合に属する町村の区域の全部または一部が市の区域となつた場合における退職年金及び退職一時金に関する事務の引き継ぎにつきましては、昭和二十八年十二月の町村合併促進法の一部を改正する法律の施行の日前にかかるとは、従来規定が、明確を欠いておりましたので、所要の規定を整備することとしたのであります。

以上本法律案を提出いたしました理由並びに本法律案の内容の概略を申し述べたのでありますが、何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○大矢委員長 次に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、政

府当局より提案理由の説明を聴取いたします。太田国務大臣。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案  
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。  
第三条中第八号を削り、第九号を第八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。  
第九条の三を削る。  
第十二条を次のように改める。

(ポスター用紙費)  
第十二条 候補者が使用するポスター用紙の経費の額は、候補者一人について、それぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、参議院地方選出議員の選挙にあつて、当該選挙区の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一をこえる場合においては、その一を増すごとに二千円を加算する。

- 一 衆議院議員の選挙の候補者 三千三百円
  - 二 参議院全国選出議員の選挙の候補者 三万三千元
  - 三 参議院地方選出議員の選挙の候補者 五千三百円
- 第十三条第一項各号列記以外の部分中「第十二条」を「前条」に改め、同条同項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上 百万人未満	百万人以上 百万五千人未満	百万五千人以上 二百万人未満	二百万人以上 三百万人未満	三百万人以上
金額	二、五七〇、七〇〇円	三、一〇〇、八〇〇円	四、四二〇、六〇〇円	六、三三〇、六〇〇円	八、三三〇、六〇〇円	一〇、九七〇、〇〇〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 大都市

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上 十五万人未満	十五万人以上 二十万人未満	二十万人以上 二十五万人未満	二十五万人以上
金額	三、三五〇、四二〇円	四、五四〇、五九〇円	六、一七〇、三四〇円	八、〇二〇、五七〇円	

五市

選挙人の数	三万人未満	三万人以上 五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
金額	一、五一一、八五〇円	二、二五〇、四一〇円	三、七三三、七二六円	五、六一二、二八六円	七、五五三、三一六円

六 町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上 二千一人未満	二千一人以上 三千人未満	三千人以上 五千人未満	五千人以上 一万人未満	一万人以上 二万人以上
金額	一、三、六三六円	一、六、四七六円	二、三、六八八円	三、八、二四九円	五、五、〇五三円	七、〇、九六九円

第十三条第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上 百万人未満	百万人以上 百万五千人未満	百万五千人以上 二百万人未満	二百万人以上 三百万人未満	三百万人以上
金額	二、五七〇、七〇〇円	三、一〇〇、八〇〇円	四、四二〇、六〇〇円	六、三三〇、六〇〇円	八、三三〇、六〇〇円	一〇、九七〇、〇〇〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 大都市

四 区

一〇六、二七五円  
二七八、三〇〇円  
一五一、六五二円

五市

選挙人の数	三万人未満	三万人以上 五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
金額	五、七〇〇円	七、七〇〇円	九、三七五円	一三、一五〇円	一七、一五〇円

六 町村

選挙人の数	未満	一千人以上 二千一人未満	二千一人以上 三千人未満	三千人以上 五千人未満	五千人以上 一万人未満	一万人以上 二万人以上
金額	六、三三六円	六、三三六円	一、二七〇、六〇〇円	三、〇一九、三三三円	五、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円

附則

- この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行の日から施行する。
- この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお、従前の例による。

○太田国務大臣 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律は、都道府県及び市町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査等の執行について国が負担すべき経費の基準を定め、もつてその適正かつ円滑な執行を確保することを目的とするものであります。今国会において審議中の公職選挙法の一部改正案に伴いまして、この法律の改正を必要とするに至ったのであります。

点は、衆議院議員及び参議院地方選出議員の個人演説会告知用ポスターの制度が廃止されることに伴い、個人演説会告知用ポスターの経費に関する規定を削除することであり、第二点は、候補者が使用する選挙運動用ポスターの枚数を、衆議院議員の候補者については、現行二千枚を五千枚に、参議院地方選出議員の候補者については、現行二千枚を八千枚に、参議院全国選出議員の候補者については、現行二千枚を五千枚にそれぞれ増加することに伴い、ポスターの経費の額を改訂いたそうとするものであります。第三点は、参議院地方選出議員の期日の告示が、現行三十日前を二十五日前に行われるようになり、選挙運動の期間が短縮されることに伴い、都道府県及び市町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費を減額するため、都道府県及び市町村の事務費の額を改訂いたそうとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○大委員長 次に、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案を議題として、政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。太田國務大臣。

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律

(法律の目的)

第一条 この法律は、国又は地方公共団体が実施する公共事業について

規

定

河川法(明治二十九年法律第七十一号)第二十六条第一項

河川法第二十七号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第十三条第一項

砂防法第十四条第二項

漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第二十条

港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十二条第一項

港灣法第四十三条

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十六条第二項

(分担金等の徴収)

第四条 地方公共団体は、分担金等を徴収することができる場合においては、政令で定めるところにより、その実施する公共事業により利益を受ける者から、その利益を受ける限度において、分担金等を徴収するように努めなければならない。

(事業費の算定の特例)

第五条 地方公共団体が実施する公共事業に係る国若しくは地方公共団体の負担金又は国の補助金で、その算定の基礎となる事業費を計算する場合に、地方公共団体が徴収した当該公共事業に係る分担金等の額を控除することとされてい

読み替えられる字句

読み替える字句

二分の一	十分の一
三分の一	四分の一
三分の一	四分の一
百分の五十	百分の六十
百分の四十	百分の五十
国と港灣管理者がそれぞれその十分の五	国がその十分の六を、港灣管理者がその十分の四をそれぞれ
十分の五以内	十分の六以内
十分の四以内	十分の五以内
三分の二以内	四分の三以内

定にかかわらず、その控除は、しないものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 第三条及び第五条の規定は、昭和三十一年度分の予算に係る負担金又は補助金から適用する。ただし、昭和三十一年度分の予算に係る

共事業について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、道路法(昭和二十七年法律第八十号)その他の法令の規定によりその受益者から徴収する分担金、負担金その他これらに準ずるものを用いる。

(負担又は補助の特例)

第三条 公共事業について国若しくは地方公共団体の負担又は国の補助の割合を規定する法令の規定で、次の表の上欄に掲げるものについては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについては、この限りでない。  
3 この法律は、昭和三十四年三月三十一日限りその効力を失う。ただし、第三条及び第五条の規定は、昭和三十三年度分の予算に係る負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについては、なおその効力を有する。

○太田國務大臣 たいまい提案いたしました地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案の理由及びその内容の概略について、簡単に御説明申し上げます。  
申し上げるまでもなく、政府は、地方財政の窮状を打開し、その再建を推進するため、今般地方行政制度全般にわたって、あとう限りの改革措置を行なったのでありますが、その一環として、国または地方公共団体が行う公共事業にかかる国の負担または補助の割合を引き上げることにより、地方負担の軽減をはかることとし、公共事業等にかかる国の負担または補助の割合について特例を規定するとともに、受益者分担金の徴収及び公共事業費の補助負担算定の基礎について特例措置を設けることとしたのであります。

次に、本法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。  
第一は、公共事業にかかる国の負担または補助の特例に関する事項であります。今回の公共事業関係費の補助率等の引き上げは、地方公共団体の財政負担の軽減をはかり、地方財政の再建を促進するという意味において行なったものであり、地方公共団体が管理の責任を負う河川、砂防、治山、道路、港灣、漁港等の公共施設の整備のための事業に限ることとし、これらのうち、各法律において補助負担割合について規定のあるものについて、特例規定を設けることといたしました。従って、道路その他政令で補助負担割合の定めのあるもの等については、本法案に規定を設けておりませんが、これらについては、いずれも、政令等で所要の特例を定めることといたしております。

第二は、受益者分担金等についての規定であります。地方公共団体が実施する公共事業によって利益を受ける者から、その利益を受ける限度において分担金等を徴収することができるというところは、地方自治法、道路法等に規定されているのでありますが、現在、この制度は、地方公共団体ごとに運用が区々であり、その運用も明確を欠いている面もありますので、その本旨に従った運用を確保し、収入の充実をはかるよう政令でそのおおよその標準を定めることができるようにいたしますとともに、都市計画税、軽油引取税の創設等、受益者負担制度の拡充の措置と相待ちまして、地方公共団体は努めて受益者分担金等を徴収するよう努力すべきことを規定したのでございます。

第三は、事業費の算定の特例に関する事項でございます。現行制度によれば、補助金等の額は、その事業に要した費用から、地方公共団体が徴収した受益者分担金等の額を控除した額に一定率を乗じて算出することとされておるのであります。分担金等を多額に徴収すれば補助金等の額が減少することとなり、地方公共団体が徴収した受益者分担金等の額は、負担金または補助金の算定の基礎となる事業費から控除しないものとし、受益者分担金の制度の活用をはかり、地方財政の負担の軽減をはかることとしたのであります。

以上が、本法律案の内容の概略でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決されんことをお願いいたします。次第であります。

○大矢委員長 たいだいま説明を聴取いたしました三案に対する質疑は、いずれも後日に譲りまして、本日は説明の聴取にとどめたいと存じます。

○北山委員 大臣はめったにお見にならぬものですから、この際ちょっとお伺いしておきます。新聞によりまして、三十一年度の地方債の計画がきまったようでありまして、この機会にどういふふうに表示するか、どういふふうな内容であるか、ちょっとお示しを願いたい。

○後藤政府委員 資料をもって説明した方がよろしいと思っておりますので、この次にいつでもやります。

○北山委員 きょうは時間もないようですから、この程度にいたしたいと思っておりますが、ただ何しろ今まで委員会が

たびたび開かれましたが、自治庁の特に財政当局が、ずっと一貫してお見えになって、財政計画なり、あるいは税法なり、あるいは再建促進法の実施状況等について、まだ十分お伺いをしておられないのであります。そこでいろいろお聞きしたい点がたまっておりまして、一つ委員長におかれましては、あるいは大臣におかれましては、その機会を作っていただくようお願いをいたしておきます。今の地方債の問題などもまだ問題としては残っておるわけでありまして、お願いをいたしておきます。

○大矢委員長 承知いたしました。それでは午前中の会議はこの程度にいたしまして、暫時休憩いたします。

午後零時二十四分休憩  
午後二時二十七分開議

○大矢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き国産資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案について意見を聴取いたします。

なおお手元に配付いたしました名簿では、日本電信電話公社秋草経理局長となっておりますが、本日は副総裁がお見えになっております。また日本専売公社内藤審査部長となっておりますが、これは総務部長の小川潤二君が出席になっております。それでは順次意見を承ることにいたします。小川参

○小川参事人 参事人として専売公社総務部長が呼ばれておられて、意見を聴取したいと書いてございまして、そので申し上げさせていただきますと、このたび三公社にも固定資産税を

かけるというお話でございますが、なるほど各地にかなり大きな資産を持つておられて、それそれ地方公共団体に御迷惑といえますか、かなりの地位を占めておられますので、これを無税ということもいかがかと思っております。ある程度税金が課せられるということはやむを得ないのじゃないかと思っております。ただこのために非常に事務に忙殺されても公社の性格上できるだけ少い人間でやりたいと考えて、その点は一つ考えていただきたいと思います。おりましたところ、幸い初めと案が違いました。中央で一括して評価して、中央で額をきめて、それぞれの出先——私の方でいえばそれぞれの地方局あるいは出張所というものに、お前のところではどの町村へ幾ら納めろという額を中央からきめてやるというふうになりましたので、その点は非常なる進歩と思っております。できますればもう一步御考慮願えればと思っております。でございますので、意見として申し上げたいと思っております。

それは今度かかる部分については、私が今申し上げましたように、中央で一括評価、税額を決定されるということになっておるのでございまして、従来われわれ公社の方には、固定資産税が若干かかっておりました。御承知のように、それは事業本来の資産ではなく、厚生施設と申しましうか、たとえば宿舎あるいは病院、グラウンドとか、こういうような本来事業そのものではないというものは、従来から固定資産税がかかっておりました。この事務はそれぞれ地方で評価され、地方で税を納付しておりました。それが今回、それ以外に事業本来のものにも課

すということになりました。その分は中央で評価するということになって、二本建になっておられますので、この点一つ、せつなく法案をお作りになるなら、従来の分も一つ中央で査定していただいで、自治庁と私の方と相談して税額をきめて、地方に通知してやるというふうにしていただければというところを申し上げたいと思っております。

その他の点に關しましては、私の方としては大体原案について異議がございませぬ。問題をここまで御研究になった以上は、協力すべきであると思っておりますが、できれば今言いました点を、一つ再考をお願いしたいと思っております。参考人の意見といたしまして、

○大矢委員長 それでは次に日本電信電話公社副総裁参事人。

○参事人 たいだいま御指名のありました参事でございます。本日この法律案につきましてお呼び出しがございまして、私見を述べた機会をいただきました。実はこの法律案に對しましては、公社としましては、電信電話事業の現在におきます特質と申しますか、そういう点から、実はごかんべん願いたいという意見を持つておいたのであります。地方財政の再建と申しますか、強固にするという意味合いで、国全般の見地から、政府において御決定になりましたので、私ももちろんそれに従いまして、納付金を納付するといふ考えに立って、お次第でございます。せつなく意見を求められましたが、この機会に今後において御考

えたいと存じます。

また第一に、わが国におきます、特に電話事業、これは近代の世界における発達した国家に比して、非常にまだ普及してない事業でございます。戦前におきましても六十年間経過してよりややく電話の数が百万をこえたという程度でございます。明治、大正に申し込んだ電話もつかないという現状でございますが、戦災でそれも半分以下になくなってしまいました。戦後十年間のうちに、これは戦災当時の四倍にふえております。従いまして戦前より倍以上に相なった次第でございますが、依然として電話に対する需要は高いのでございまして、毎年需要の三〇％弱しか充足しておりません。すなわち申し込んでから三年間はつかない、簡単に計算すればそういう状況でございます。なお現在におきまして以前に申し込んだ電話がつかないという現状でございます。実は昭和二十八年度を第一年度としまして、相当規模の大きい電信電話拡充五カ年計画を作りまして、すでに第三年度を終り、三十一年度予算で第四年度に入ろうといたしておる次第でございます。この三〇％弱しか充足できない状態は、ここ数年、あるいは七年くらいは解消できない、こういうような状況にあるのであります。しかしながらこの三カ年間にございまして、毎年二十万程度の電話を増設して参りましたので、大都市の中心部においては、一応申込んだら間もなくつけようという状況でございます。東京におきましても一歩郊外に出ますれば、二、三年電話がつかないというものがたくさんございまして、なおこの

いたしたいと存じます。

また第一に、わが国におきます、特に電話事業、これは近代の世界における発達した国家に比して、非常にまだ普及してない事業でございます。戦前におきましても六十年間経過してよりややく電話の数が百万をこえたという程度でございます。明治、大正に申し込んだ電話もつかないという現状でございますが、戦災でそれも半分以下になくなってしまいました。戦後十年間のうちに、これは戦災当時の四倍にふえております。従いまして戦前より倍以上に相なった次第でございますが、依然として電話に対する需要は高いのでございまして、毎年需要の三〇％弱しか充足しておりません。すなわち申し込んでから三年間はつかない、簡単に計算すればそういう状況でございます。なお現在におきまして以前に申し込んだ電話がつかないという現状でございます。実は昭和二十八年度を第一年度としまして、相当規模の大きい電信電話拡充五カ年計画を作りまして、すでに第三年度を終り、三十一年度予算で第四年度に入ろうといたしておる次第でございます。この三〇％弱しか充足できない状態は、ここ数年、あるいは七年くらいは解消できない、こういうような状況にあるのであります。しかしながらこの三カ年間にございまして、毎年二十万程度の電話を増設して参りましたので、大都市の中心部においては、一応申込んだら間もなくつけようという状況でございます。東京におきましても一歩郊外に出ますれば、二、三年電話がつかないというものがたくさんございまして、なおこの

また第一に、わが国におきます、特に電話事業、これは近代の世界における発達した国家に比して、非常にまだ普及してない事業でございます。戦前におきましても六十年間経過してよりややく電話の数が百万をこえたという程度でございます。明治、大正に申し込んだ電話もつかないという現状でございますが、戦災でそれも半分以下になくなってしまいました。戦後十年間のうちに、これは戦災当時の四倍にふえております。従いまして戦前より倍以上に相なった次第でございますが、依然として電話に対する需要は高いのでございまして、毎年需要の三〇％弱しか充足しておりません。すなわち申し込んでから三年間はつかない、簡単に計算すればそういう状況でございます。なお現在におきまして以前に申し込んだ電話がつかないという現状でございます。実は昭和二十八年度を第一年度としまして、相当規模の大きい電信電話拡充五カ年計画を作りまして、すでに第三年度を終り、三十一年度予算で第四年度に入ろうといたしておる次第でございます。この三〇％弱しか充足できない状態は、ここ数年、あるいは七年くらいは解消できない、こういうような状況にあるのであります。しかしながらこの三カ年間にございまして、毎年二十万程度の電話を増設して参りましたので、大都市の中心部においては、一応申込んだら間もなくつけようという状況でございます。東京におきましても一歩郊外に出ますれば、二、三年電話がつかないというものがたくさんございまして、なおこの



スを悪くしておきますと、実は私どもの方はもうかるのでありますが、こんなばかな話はないのであります。従って即時に支払うとその料金はカタツと落ちる。ですから通話量はふえて参りまして、一個当りの電話の収入というものは決して増してこない。これがほんとうなことでございます。世界で一個の電話局で一番電話を使っておるのは日本でございませう。だから話中が多いし、市外通話がかからなければやむを得ず至急通話、特急通話を使っておる。英国あたりの六倍一個の電話を使っておる。こういうことは決して常態ではないのであります。電話というものには過去において非常にせいたくなものに思われておりましたが、農村といわず都市といわず、いかなる商売におきましてもこれがなくては商売できない、産業活動ができないのであります。地方の産業の開発、地方の企業の発展のためには、電話というものは日本はもっとやっていたいかなければならぬ。世界で二十二番目、十年たったところでとうてい欧州各国には追いつきません。アメリカの例は引いてもしようがないのですが、ちょうど私もが七十年でやって参りました二百万の電話を、昨年一年で作っておる。あれだけ普及しておる。要するに人口百人当り三十幾つという電話機がある。一家に一個そういう形でございますが、わが国は百人について三ちよつとという状況、どうも過去におきましてはむしろ電話というものはみんな加入者が負担せい、負担を降したいと思ひましても、なかなか政府でも経費多端でございまして、そういうようなこともできない。できるだけ計画を安定するよう

にしていきたい、こういうわけであります。これは電話の状況でございますが、一方電信はわが国は非常に発達しております。どこかの村でも、山間僻地でも必ず電報を打ってまして、必ず配達を受けるようになっております。ところがそういうところは一日の夜中に一通来るか二通来るかわかりませんが、そういうようなところでもやはり完全なサービスを提供しなければならぬというところで、しかもわが国は、電話が発達して参りまして、国民にできるだけ安い電気通信サービスを与えて、病氣とか危篤という場合に――過去においては電報という悲痛な感も家庭においてはしたのであります。そういうふうな明治以来非常に電信は発達した。そのかわり現在ちょうど収入の倍支出になって参りまして、年間の赤字でございまして、非常に情ないことを申して恐縮でございますが、私もできるだけのことは自己資本でやる。ともかく金がありませんれば設備の拡充に回していきなさい、こういう考えでございます。

もちろんこの法律案を出すことを政府としては方針を決定されて参ります。将来においてまたな御考慮願えればけっこうだと存じますし、願くは時限立法にしたいので、なお事業の実態もお考え願えましたらというふうなことでございませう。先ほど専売の方から申されましたが、私も施設というものは、鉄道よりもっとこまかく網の目のごとくなつております。従って町村にどれだけというところを各地域で評価するということは非常に困難であります。従ってそ

れを完全にやるということになりますと、非常によい人員も要りますし、経費を概算しましても、一億くらいかかるのではないかと、私も私も考へますので、できるだけ簡単な方法でお話させていただきます。それで私どもの方も評価につきましては財産目録によるのですが、年々五、六百億の投資を要する一方、収入は減ってくる社債も返さなければならぬ、元金を返すというふうなことを考えてみますと、結局料金というものは公定でございませうから、勝手に料金を引き上げていくわけにはいかぬ。将来この情勢が非常に悪化して参りますれば、さらに料金を値上げしなければならぬので、私も過去において料金値上げを二割程度しましたが、その際も非難を受けたわけでありませう。幸いにしてそういう利益金を上げて施設拡充に充てられるというふうな状況になつて参りますが、ただいま申したように、世界各国に比べて電話料金は一方において安い。そのかわり負担金をちようだいたしてやる。しかしこれは私も非常にむづかしいことをしております。私どもの負担金は三年以内に電話をやめれば全額返す、それから社債の六万円につきましては十年間にお返しするということになって参りますが、六分五厘の利子をお願いしております。この計算で見ますと、一個当りの電話としましては、年に四万円くらいの収入がなければ困るのですが、これから伸びて参りますと、郊外あるいは地方におきましては、月大体千円くらいではないかと、そうすると年に一万二千円、それに対して六万円の六分五厘の利子を支払いますと、四千円くらい利

子だけで終る、あと元金もお返ししなければならぬ。なかなか今後の見通しは立ちません。これを何で解決するかということになりますと、私も料金値上げをするわけにはいかなので、結局技術を進歩させなければならぬ。例のマイクローエーブ・テレビの中継にも使用できるものは、数百回線は安くと参りまして、私も料金値上げをしなさいでございませう。そういうところに逃げ道を考えて参りますが、今度のこの法案を見ますと、教育機関については免除されて参りますが、研究施設については免除になって参りませう。そういうこまかいことを一々申し上げても、いかかと思ひますが、そういうふうな今後技術の進歩によつて経済的発展をはかつて参りたいと考へて参ります。

以上、はなはだ率直に申し上げて恐縮であります。○大矢委員長 次に、日本国有鉄道経理局長石井説明員。○石井説明員 今回政府の御提案になつて参ります私どもの方の納付金に関する法律案については、大へん幸せだと思つて参ります。何分にも税金をお取りになる方と、私も取られる方の立場でございますので、若干お耳ざわりになるようなことを申し上げることにすると思ひますが、あらかじめ御了承願ひたいと思ひます。私どものこの公社法ができましたときには、御承知のように地方税の問題は本質的に私どもの公社法の中に規定されておりました。それがいろいろの経緯がありまして、地方税法の方に統括され

て、公社法からはずれて参つたわけでありませう。これはもちろん地方税法でいうことかと存じますが、私どもの方といたしましては、公共企業体というわけの企業のやり方またそれに対してどういふ使命を持つておるかという観点、ほかの施策とあわせて税金というものをどういふふうな課税かというところが御決定されてしかるべきではないか、こういうふうな考へておるわけでございませう。結局簡単に申しますと、われわれのような公共企業体はもろん純然たる民間企業ではない、ざりとて純然たる官営企業でもない。その中間で大きい企業性を生かすつつ公共的な使命を全うしていくことだと思つて参ります。従つてその性格に応じていろいろの諸施策があり、また政府なり国会の考へもあるのじやなからうかと思つて参ります。従つてそういう全体の環境として課税問題をお考へ願ひたい。こういうふうな考へ方で、私どもの方は固定資産税を課するということにつきましては、今回政府でこういう法律案を御提出になりましたので、正面から反対だということは、私も政府の一機関でありますので、申し上げかねるのであります。本来の精神としてはできるだけそういうものを免除して、ただ公的の使命を達成したい。ただいま電電公社の方からお述べになつて参りましたと同じ状況に私どももあるかと思ひます。特に私どもの方の固定資産は非常に膨大なものでありまして、これをほかの交通機関と比較いたしますと、ずいぶん性質を異にしておる。たとえば道路交通にいたしますれば、道路、橋梁その他の設備は

第一類第二号 地方行政委員会議録第十五号 昭和三十一年二月二十九日

一三

国費または地方費でこれを建設するわけでありませう。そうして油の税金その他でもって道路の損傷その他に對するものは補つておるのかもしれないが、とにかくほとんど国費をやつておる。港湾またしかりであります。また最近發達いたしました航空でもしかりであります。鉄道は發達の歴史が非常に古いもので、陸上交通の完全なる独占機關でございましたので、率直に言へば相当独占的な料金を收受することができた。その結果としてそれだけの全部の負担をかぶつても發展して行けたわけでありませうが、今日では非常に状況が変化しております。一方の對抗と申しますか、競争關係にある交通機關については、私どもの方から見れば、線路、工作物というようなものに該當するものは、むしろ公共的な費用で御負担になっておるといふ關係がございます。率直に申しますれば、私どもから見れば、むしろ逆に地方から補助をいたしてしかるべきものじやなからうかといううな程度に情勢が變つてきておると思ひます。そういったときに、私鉄などは税金がかかつておるといふことをよく引き合ひに出されるのであります。私鉄は御承知のように——もちろん私鉄も公益事業の一種であります。運賃率につきましてはも独自の観点で、企業經營の内容からしての検討のみで、政府の認可だけで運賃を變えることができる。それからまたいわゆる路線はやらぬいでよいわけでありませう。しかし国鉄としては、そんな気は毛頭ないのでございまして、もうからぬ線であるから

といつてその線路を放棄するとか、あるいはサービスを落とすとかいうようなことをするのははなはだしく、むしろそういう交通不便なところに大いに力を注いでサービスを改善しなければならぬといふことが使命であると考えております。それがまた国鉄の公共的な使命のゆえんであると思ひます。その結果といつてしまつて、どうしてもそういう線は營業採算から言へば悪いわけでございます。そういうところでは経費が収入の二倍くらいになるのはまだよい方でありまして、三倍、四倍にもなつておるところが多々あるわけがあります。しかもそういうところに対して、今日地方の御要請はどうであるかと申しますと、もつと線路を引いてもらいたい、あるいはもうつと駅を増設していただきたいといふようなことかと、小さいのに至りましては、あるいはは跨線橋と申しますか、そういうものを作ればとか、あるいは裏口を開設しろとかいふようにいろいろの御要求が非常に山積しております。私どもとしても事情の許す限りは、ぜひこの御要望に応じたいとは考へておるわけでございますが、何分にもそういうことは企業の立場からいふと、いたすらに負担を増すといふことになつて参るわけでございます。

そういうわけで、私どもの方の資産が非常に大きいために、今回の納付金の額におきましても、御承知のように私どもの方は平年度にいたしまして約七十二億圓、本年度は半額にいたしまして三十六億圓といふ非常に膨大な金額を負担しなければならぬという状態になつておるわけでございます。一方、私どもの方の固定資産、これは公共事業の特質でございませうが、固定資産に對する収益率、売上高でございませうが、結局回転率と申しますか、そういうものを見ますと、わずかに〇・二五%でございまして、いかに私どもの固定資産が膨大であり、かつまたそれに対する収益力が少いかにということが御了解願ふと思ひます。日銀の調査によりますと、日本の全産業平均では二・一%になつております。その十分の一程度になつておるわけでございます。ほかの各種の産業と比較いたしますと、国鉄の回転率が一番低いわけでございます。この点はわれわれの仕事をしていくに、いかに設備がかかるかといふことと、また収入面の料金面で、公共的な建前からいろいろの抑制を受けておるといふことを物語つておるものではないかと思ひます。實際問題として現在の運賃率で見ましても、いろいろの公共的な使命のために、普通の企業と比較した場合に對して割引されておると申しますか、負担しておる運賃額は、旅客、貨物合せて、おそらく三百億をこすのではないかと、かように考えられておるわけでございます。

大体そういうような観点から、できれば私どもとしてはこういう税金あるいは税金にかかわるような納付金は、なるべくごかんべん願ひいたかつたのでございませうが、これも地方財政の観点その他からやむを得ないといふこととございませう。私どももいたしましてお願いを申し上げたいのは、全く私どもの方も赤字であるという点においては同様ののでございませうから、少くとも私どもも国鉄に對しましては、財政が立ち直るまでも、こういうお考え方を延ばしていただくわけにはいかないかというのでございませう。結局これだけの大きな額が重なつて参りますと、これは当然運賃の更正といふことと同じことにならぬのではないかと思ひます。しかしそれを一般の經營の方で先取りをされませうと、結局御承知の参りますのは、減価償却費が計上できないという結果になつておりました。来年度の予算案につきましても、この点につきましてはなかなか満足を得るような数字の計上ができないわけでございます。先ほど電電の方からは設備の改善のための資金というお話でございまして、実ははなはだ電電さんの方には恐縮でございますが、まことにこちらやまじい話だと聞かれました。私どもは、私どもの方は設備の改善どころか、自分の現在持つております資産を維持していくこともできない。資産の食いつぶしによつてどうやら現在つじつまを合している。それにさらに三十六億も拍車をかける結果になる現状は、これは何としても御理解、御了解願ひ、ごかんべん願ひという気持は十分あるものであります。そういうわけでございませうが、しかしこういうふうな政府の方で御決定になつたのでございませう。そこで私どもの方として、なお多少御希望申し上げることを許していただければ、こういう制度をおとりになるといふ形でも、ぜひ金額は一括納付という形でやつたいただきたい。承知のように私どもの方の資産は全国に散在いたしておりますのみならず、車両のごときは全国を共通でぐるぐる回つておるわけでございます。どこの

市町村に幾ら幾らというふうなものはないのであります。そういうふうな事務的な問題もありませんし、その他から考へましても、ぜひこれは一括納付といふことにしていただきたい。もちろんこれは私が申し上げるまでもなく、御承知のことでございますが、英国におきましても——英国は御承知のように私鉄から国有鉄道と申しますか、現在の日本のような制度になつておるわけでございますが、その結果として、沿革的に地方の財政を負担してございませうが、その際に個々に納めていくということが、非常にトラブルも多いし、不公平もあるといふことで、結局一九四八年でございませうが、税金にかかわる納付金を一括納付するといふふうな改めおるようございませうが、これは實際に當つて苦しんだ國の实例もあることとございませう。やはりそういう諸外國の先例なども十分御検討の上、一括納付といふ線をやつていただきたいといふこととございませう。もう一つは、私どもとしては、ぜひ一つ現在の財政状態の窮乏を御同情願ひ、できるだけ予算の範囲内で処理できるような保証をしていただきたいといふこととございませう。現在のような非常に苦しんでおる財政状態からこれだけの負担をする。さらに、それは一応の概算額にとどまつて、なおこの上にもなるかもしれないといふようなことでは、私どもほとんど經理のやりくりがつかないわけでございます。それから税率につきましても、これは公共的使命にかんがみて三分の一といふふうな——これは評価額でございませうが、結局税率と同じことにならぬかと思ひませうが、そういう

うお考え方で、その点は非常に御親切に願ったようでございますが、しかし先ほども申し上げましたように、固定資産の回転率をお考え願いますと、これは二分の一でも、ほかの場合と比較して、決して公共性をお認めになつて御勘案になつた措置といふことも言えないんじゃないか。そういうことをお考え願うならば、この固定資産の回転率等もお考え合せになつて、おな公共性という観点から軽減といふことについて、一段と御心配を願いたいといふことでございます。

税金を負担しなければならぬというよな格好になるわけでございます。はなはだどうも何と申しますか、取るものだけ取り上げて、やるものはやらぬというふうな不公平なことになるのではないかと感じをいたしておるわけでございます。

なおその他、専売の方でも御発言があったかと思ひますが、過去におきまして、いわゆる事業用以外の固定資産税を別に支払つておられますが、これもいろいろ地方的にトラブルが多いようでありまして、こういう新制度ができましたら一括してこれに吸収していただきたいという希望を持っておるのではありません。どうも大へん勝手なことばかり申し上げて恐縮であります。考え方を御参考までに申し上げた次第であります。

○大矢委員長　それでは委員諸君より質疑を承ります。中井君。

○中井委員　今専売公社、電電、国有鉄道とお話を承りましたが、承りました印象では、専売公社が一番楽にお困りになつてゐるというふうなわけは拝聴したわけでありませう。そこで専売公社に、御意見を述べられたい順序で、二、三ずつお尋ねをいたしたいと思つております。

ここ二、三年来たばこの問題につきましては、どうも地方税との関係においてしばしば問題になりましたたばこ消費税の問題、私どもはたばこの専売益金ということから判断いたしました。これは相当多額のもの地方税としていただかなくてはいかぬという主張を、実は前から強くいたしておるのでありませう。今回のこの処置は、結局

のところ地方財政の赤字を何とかしたいというのが根本原因でありまして、そういう面から専売公社の皆さんのこれまでの方針を拜見して、どうも非常に非難に出して、私どもは百分の十とか百分の五とかいふまことにわかりやすいラウンド・ナンバーもって政府の原案を作つたにもかかわらず、専売公社の御意見によつて、百十五分の十とか実際は八・七％とかいふ非常にむずかしいことでありましたが、今回は非常に気分転換をなすたつとみえてお変わりになりました。

そこで察するに、これは金額が大したことはないかと思つて承知されたので、専売公社の資産の総計はどれくらいでございますか。それからこの法案が実施されるといふと、どれくらい御負担になりますか、それをちよつと承つておきたいと思ひます。

○小川説明員　ただいまの御質問の数字にお答えする前に、地方税の方に少し誤つてゐるというふうなお話がありました。これは、実はこれは私専売公社といたしましては、ありていにいいますと、私らはウ銅のウみたいなものでございまして、実はたばこの売上金をばくつとのみならず、それは私どもの食道を通らずに国庫の方へ参りますので、その国庫の方へ行くときに地方税へ横道するが、直接大蔵省の国庫側に行くかの差でございます。その点私らは正直なところどちらへ行つても、この大した熱意がないこととは確かでございます。しかし公社のために出し渋いつてるといふ誤解だけはとつておいていただきたいと思います。

私らは安いうまいたばこを供給するといふ一つの使命と同時に、非常に大きな負担金を国庫納付金として納める。たとえばこのし予算では地方税と国庫へ納めるのを合せますと千五百億内外になります。これは御承知のように、日本全体の会社が納めます法人税が合計して千八百億か九百億だと思つておられます。こういうふうな会社全体がもうけて納める金と同じものを、同じとは言いませんが、大体近いものをたばこでも納めておられますので、私どもは全くウ銅のウの仕事をしておりませう。その点一つ誤解のないように、私らの使います——私を初めとして給料、葉っぱを買うお金といふものは、皆さんが国会で別にお定めになり、全く入口と出口は別なものでございませうから、その点一つよろしく御了承願ひます。

それから御質問の数字は、再評価を今やつておりましたので、今年の三月末に再評価ができ上りますので、それによりますと、私たちの固定資産は三百七十五億になります。今度この法案が成立いたしましたら地方へ納めます固定資産の税金は一億三千万円という数字を予算で考へておられます。本来はこれだけ従つて国庫へ納付する額を少くすべきなものでございませう。従つてうちとしては利害関係がないものでありますから、比較的楽な気持ちでいるわけでありませう。ただ手続は、先ほど申しましたように非常に厄介なものでありますから、これは自治庁さんにお願ひして、この法案をできればさつきはかの二公社の方もおっしゃたように修正していただいて、今までの分と今度の分を一括して中央において一本に納め

ることを、ぜひやつていただきたいと思つております。

○中井委員　今ウ銅のお話で、非常にけつこうなお話でありましたが、この地方税の問題は、み込んで吐き出すだけじゃなくて、やはり一応胃まで行つてしまふのじゃないですか。先ほどのたばこ消費税の問題はおっしゃる通りであります。この問題は経営のいかによりますが、この問題は減つたりふえたりするであろうと思つてあります。そして、そういう意味において、同じように金額は少いからといって簡単に異議なしとおっしゃつたことについて、ちよつと私は疑問を持つ。これは経営という面をまじめにお考えになれば、益金の一部を出すんじゃないか。皆さんの経営の一部として純経費だらうと私は思つてあります。そういう点において、これはそう簡単にお考えになつたら怠慢じゃないかと実は思ひますが、この程度にいたしましたあとで總括的にまたお伺ひをいたします。

次に観さんにお尋ねをするのでありますが、御説明にありましたように、日本の電信電話は、世界で二十二番目である、あるいはイギリスの四分の一でドイツの二分の一、特にアメリカあたりと比べると、ニューヨーク一市の電話だけ日本全体でないといふ、まことに懸念であります。そういう点においては、これまでの歴代の政府が非常に甘い考え方をいたしておる。特に電話に値段がつかなくんといふことは私は絶対反対で、これは世界に類のないことである。そういう意味からいいますと、私どもは実は一昨年の電信電話の料金の値上げについては、国鉄の値上

げほど世間では問題にはなりませんでしたが、しかしあの値上げの率は非常に高いものであって、これは当時の社会党といましては、当然反対しなければならぬことでありましたけれども、そういう日本の電信電話の持つておりました特殊事情を私どもはよく納得をいたしまして、そうしてあれをのんだと記憶いたしておるのであります。従いまして、その後この困難の中にあつて電信電話は大都市を中心として急激にふくれ参りました。この意味においては、私は電電当局のこれまでの二年間の努力については大いに敬意を表したいと思つておりますが、しかしおっしゃる通りまだまだ不足ということになる。この中で、今度は先ほどの経営論になりますが、ほんとうの経費としてこういうものを出していく、特に建設がほとんど進んで参ると、この金額は国鉄のような老世帯といひますか、これからは大いに自動車とか道路の方に転換していくのと同じで、毎年々々電々公社といひまして、はたしてどのくらい進んでいかなければならぬという面においては、この実質上の地方税であります納付税はまことに痛い制度であろうと思つております。そこでお尋ねするのでありますけれども、あなたの方では技術の進歩によつて値上げをせざるやうにしたいとおっしゃるけれども、実際そういうことはできませんか。それと、先ほど専売公社の方にお尋ねしたと同じように、現実の面をいたしまして昭和三十一年度、三十二年度はどれだけの負担になるのか、この二つをお尋ねしたい。

○朝説明員 全くただいまの御意見のような次第でございます。そこで御質問の第一点でございますが、技術の進歩で将来料金値上げをしないのでおっしゃられますれば、実はこれは非常にむずかしいのであります。何と申しましても機械設備は世界各国と同じようなものを使つておりました。日本だけ安くできるというものはないのでございます。ただ技術は欧州並びにアメリカと比べても非常に進んでおる。これはできるだけ安くしていかねばならぬと思つておる。それでもなおわが国におきましては、負担力の問題から私どもはなるべく料金の値上げという事は避けて、皆さんが使えらるうにしたい、これが私どもの理想でございます。しかし今おっしゃつたように、技術の進歩で果して今後大丈夫かと言われますと、これは非常に困難があると申さざるを得ない。私どもの努力をそこに持つていかなければいぬというふうな考へておる次第でございますが、来年度はまたそれほども参りませんが、三十二年度から、さらにその後の第二次五年計画の五カ年間はだんだんと収益性の少いところ——大体加入者が五百人ぐらゐのところにおきましては、電話は現在全然赤字なのであります。先ほども申し上げましたように、一年に四万円程度入つてこないといふことになりまして、ペイしないのであります。電話料金は、世界各国に比べて安いといへば確かに安いのでありますけれども、負担力から考へてそういう事態になつておる。私も今利子だけ一応お払いして行けばいいというのであります。公募社債も七年たちますとお返しせねばなりませんし、こ

れは政府資金の応援でも得まして、借りかえするとか何とかいたす手もあるかと思つて、全部そういうわけには参りません。加入者に御負担願つておるの、すでに二百億近くになつておるかと思つて、これは十年たてば必ずお返しせねばならず、借りかえられるものではないのであります。そういう次第でありますから、料金につきましては今私どもみずから第二次五カ年計画とにらみ合せて検討しておりますが、絶対に値上げしないで行けるという事は、遺憾ながらまだ申し上げられませんが、

○中井委員 あなたのお話を聞きますと、料金は世界の他の電話に比べて非常に高くないといふこととあります。が、それと同時に、観念にはしかられるかもしれないが、これまでの通信関係といふのは三等省と言われまして、職員の待遇も日本の官公労のうち一番悪かった。これは皆さんの努力でだんだんと改善されてきておると思つて、そういうことのために私は相当支出が要するであろうと思つて、それからこの点でも一つ、今でも東京で電話をつけますのに三万円とか四万円とか、大体十万円金が必要と言われ

ますが、これはついでに電話は電電公社に所有権があるだろうと思つて、従いまして純理論から言いますと、これは実定資産の中に入つてゐるわけでありまして、これはもう長期資金でもって大蔵省なり、市中銀行から借りてやるのがほんとうの筋だろふと思つて、そのことについては先ほども御説明もあつて、大蔵省当局に交渉するがどうもいけないといふお話があつたが、どうも出す方の金は、十四億といひ、十四億といひましたら相当な金ですが、お出しになる。どうですか、大蔵省の預金部あるいは市中銀行等から建設資金をもつと思つて、大量に借りる、こういう考へ方、その考へ方について政府は耳を傾けたり何かしたことがあつたか。私はどうもこういう点が——ちょっとこれは脱線するのでありますが、今回の税制の審議にも関連を持つと思つたので、ちょっとお尋ねしたいと思つた。

○朝説明員 御承知のように戦争で非常な破壊を受けましたので、全く電話に対する非難はもうどうもございまして、その当時では、建設資金を確保しまして、すみやかに復興しなければならぬ、こういう立場で通信省から電気通信省になつて参りましたが、容易にこの資金は得られなかつた。国全体の財政の問題でございまして、私どもはこの予算を得るための非常な努力をしたのでございまして、十年間におきまして、ともかく戦前の倍になつた。ことに公社になりまして、先ほど対絶対反対であつたが、おっしゃつた料金値上げ等の問題も、済みまして、さらに政府資金だけでなく、一般の公募の社債も発行できる、こういうことになりましたので、在来の政府機関と違ひまして、そういう方向に資金を集める方向ができたわけでございますが、一方二十八年度以来といひ、全資金運用部資金を拝借できない、あるいは簡易保険積立金等も、できるだけ長期に低利にお借りしたいと思つたが、これはやはり御承知のように財政投融資は非常に引つぱりだつて、とにかく社債でもつて行けるところは行けるところでございます。二十八年度スタートしまして、二十九年度はデフレということ、大外部社債として公募いたしましたのは四十二億程度のものでございまして、あとは加入者に御負担願つた分、これが約九十億くらいございまして、それとあと取支の差額をやつた。それで本年度はようやく市場もよくなりましたので、七十五億ということになりました。八十五億、これは認められまして、結局町村合併の方に十億、無電話部落の解消に二億、これも外部社債、あとは加入者のお引き受け願う社債、こういうことになるわけでありまして、私どもこの計画が非常に不安定なことは、非常な設備を長期に寝かすものでございまして、計画的にやらなければならぬ点においては、できるだけ安定した資金をちょうだいしたい、こういう意味合いで、非常に変動の多いものにとらざるということ、あまり感心しないのであります。が、そうかといつてこれだけの建設を、毎年五、六百億やつて行かなければならぬものを自己資金で全部できるということ、ある意味においては、

らほうにもうけ過ぎるということでありまして、そういうことは許されぬことである。どうして自己資金と借金でうまくバランスをとって行く。そこで今おっしゃったように私どもの考えといたしましては、年々五百五、六十億から六百億の間で安定してやっています。計画が非常に経済的にできる、こう考えております。一挙にたたとるといふわけにも参りません。それから財政投融資も毎年どうもなかなか御満足になつてないような次第でございます。これは国の財政全般の問題としてなかなか困難な問題だといふふうに私も考えておる次第であります。

○中井委員 今のお話は今後大いに努力をお願いしなければいかぬと思うのですが、これは参考までに申しておきますが、地方財政なんかであります。数年來非常に起債の額がふえまして、ことしあたりから押えにかかつています。そして政府の方針としては、ことしあたりからは採算性のある、いわゆる公企業的なものについては積極的に貸すといふこと、今のお話を聞くと、鉄道や電気通信の公益性、そういうものから考えて、地方財政についてはこういう転換をしているのです。特に電信電話は非常な黒字でありますから、私はこの点においては大蔵省当局の考え方が首尾一貫しておらぬと思ふ。ことしはそういうふうには水道とか、あるいは電車とか、交通関係に積極的に出しております。あるいはまた電力関係にも出している。ひとり電信電話、国鉄については非常にいい形で進んでいるといふのは、どうもことしの今の内閣の方針としては、私は首尾

一貫せぬように思います。それから関連しまして、町村合併のことでは、電電公社その他も積極的に町村合併の推進力にならなければならぬといふ一条がございます。その点について、実は昨年の委員会でありましたか、そのときはまだ通信委員会になってなかったと思いますが、出まされて、町村合併について電電公社はどれくらいなものを考えておられるかと聞きましたところ、中山君の返事であつたと思ひますが、これはほとんど固から起債その他をもらわないことにはできないといふ話でありました。あなたのお話からいいますと、これこそ不採算的なものでありましよう。そういう意味で、私はどうもこの点は納得できないのであります。もう一つ、今回の十四億あるいは本年度は七億七千万円と、これだけの納付金を納められるに際しましては、町村合併に伴います電信電話の増設分と振りかえて、多少それを割りまして、こちらに回したといふようなことを私は伺つておりますが、その辺の真相を一つお聞かせいただきたいと思ひます。

○中井委員 今のお話は今後大いに努力をお願いしなければいかぬと思うのですが、これは参考までに申しておきますが、地方財政なんかであります。数年來非常に起債の額がふえまして、ことしあたりから押えにかかつています。そして政府の方針としては、ことしあたりからは採算性のある、いわゆる公企業的なものについては積極的に貸すといふこと、今のお話を聞くと、鉄道や電気通信の公益性、そういうものから考えて、地方財政についてはこういう転換をしているのです。特に電信電話は非常な黒字でありますから、私はこの点においては大蔵省当局の考え方が首尾一貫しておらぬと思ふ。ことしはそういうふうには水道とか、あるいは電車とか、交通関係に積極的に出しております。あるいはまた電力関係にも出している。ひとり電信電話、国鉄については非常にいい形で進んでいるといふのは、どうもことしの今の内閣の方針としては、私は首尾

○中井委員 今のお話は今後大いに努力をお願いしなければいかぬと思うのですが、これは参考までに申しておきますが、地方財政なんかであります。数年來非常に起債の額がふえまして、ことしあたりから押えにかかつています。そして政府の方針としては、ことしあたりからは採算性のある、いわゆる公企業的なものについては積極的に貸すといふこと、今のお話を聞くと、鉄道や電気通信の公益性、そういうものから考えて、地方財政についてはこういう転換をしているのです。特に電信電話は非常な黒字でありますから、私はこの点においては大蔵省当局の考え方が首尾一貫しておらぬと思ふ。ことしはそういうふうには水道とか、あるいは電車とか、交通関係に積極的に出しております。あるいはまた電力関係にも出している。ひとり電信電話、国鉄については非常にいい形で進んでいるといふのは、どうもことしの今の内閣の方針としては、私は首尾

○中井委員 今のお話は今後大いに努力をお願いしなければいかぬと思うのですが、これは参考までに申しておきますが、地方財政なんかであります。数年來非常に起債の額がふえまして、ことしあたりから押えにかかつています。そして政府の方針としては、ことしあたりからは採算性のある、いわゆる公企業的なものについては積極的に貸すといふこと、今のお話を聞くと、鉄道や電気通信の公益性、そういうものから考えて、地方財政についてはこういう転換をしているのです。特に電信電話は非常な黒字でありますから、私はこの点においては大蔵省当局の考え方が首尾一貫しておらぬと思ふ。ことしはそういうふうには水道とか、あるいは電車とか、交通関係に積極的に出しております。あるいはまた電力関係にも出している。ひとり電信電話、国鉄については非常にいい形で進んでいるといふのは、どうもことしの今の内閣の方針としては、私は首尾

○中井委員 今のお話は今後大いに努力をお願いしなければいかぬと思うのですが、これは参考までに申しておきますが、地方財政なんかであります。数年來非常に起債の額がふえまして、ことしあたりから押えにかかつています。そして政府の方針としては、ことしあたりからは採算性のある、いわゆる公企業的なものについては積極的に貸すといふこと、今のお話を聞くと、鉄道や電気通信の公益性、そういうものから考えて、地方財政についてはこういう転換をしているのです。特に電信電話は非常な黒字でありますから、私はこの点においては大蔵省当局の考え方が首尾一貫しておらぬと思ふ。ことしはそういうふうには水道とか、あるいは電車とか、交通関係に積極的に出しております。あるいはまた電力関係にも出している。ひとり電信電話、国鉄については非常にいい形で進んでいるといふのは、どうもことしの今の内閣の方針としては、私は首尾



ものを買ったたり作ったりするという点は約六百億になっておる次第であります。これが先ほど申しました固定資産が三百七十五億ですから、二回転弱、一・八回転と概算していただければ、けっこうであります。

○大矢委員長 亀山君。

○亀山委員 先ほど来副副総裁及び石井国鉄経理局長のお話を伺いまして思ひ出すことは、先般この三公社の課税問題がきまりました際に、ある村長が参りまして、どうもこういうふうな課税をせられる結果は、先ほどどうもお二人がお述べになりましたように、今後いろいろな施設をお願いする、ことに国鉄並びに電電公社にはお願いしているからというので、外様扱いという言葉は少しどうですか、少しそでにされはせぬか、本来ならば、これは先ほど中井委員からちょうど適切な御意見がありましたが、むしろ大蔵省が出すべき金を三公社にぶつかけたので、大蔵省が出しておいてくれればこんなことはなかったというぐちを実はこぼされたのを思い出しますが、今お二人のお言葉を伺いますと、今後の合併市町村は別として、地方団体から両公社にお願いするときに、固定資産税にかわる納付金を出しているからというので、どうも何かとそでにされるというか、いやみをおっしゃるようなことがあっては、われわれとしてはまことに遺憾千万だと思つたのでございますが、お言葉のうちによつとそういうことが示唆されたような気がいたすのであります。そういう点をこの際をうかがうことのないようにお願いしたいと思います。お二人から一つお話を承わ

りたいと思ひます。

○副説明員 決してそういうようなことを暗示するような言葉を申し上げてないことは、速記録を見ればわかると思ひます。また私もほんとうの独占企業でございます。これは国民のために奉仕する機関でございますから、いすれにしても法律でそういうふうなきまり、政府の御方針もきまつておるので、そういうものにはいやはみを言うような考えは毛頭ございませぬから、その点はどうぞ御了承を願ひます。

○石井説明員 実はそういうふうな気持ちに、私もがかりにならなくても末端で仕事をしております者がなりはしないかということ、私もも公共性の立場から非常に心配をいたしております。その意味でも一括納付というところで、中央で経費として落してしまふというやり方をいたしませんと、私の方は地方ごとで独算制を部内ではございませぬが、しいておりました、地方ごとに営業計数を示してやっておりますから、従いまして個々の現場におきます課税ということよりは、一括納付の納付金あるいは交付金財源というふうな御処理の仕方をいたさうか、そういう御心配はよけい少くすることになるのじゃないか、こう思つて一括納付制度ということをお願いをいたしたいのであります。

○亀山委員 今石井局長のお述べになりましたことは、午前中にも同じような問題に関連して中井委員から一括交付金への繰り入れということが出たので、結局は自主財源を地方団体に与えるということから今のような制度になつたのであります。副副総裁か

らはつきりとそういうのでにするようなことは、何ですか石井局長はまだ奥歯にものはさまつたような言い方をされたので、どうかそういうことのないようにくれぐれも御注意を願ひたいということ、特にお願い申し上げたいと思ひますが、この際もう一度伺ひます。

○石井説明員 どうも亀山先生におっしゃられて大へん恐縮でございます。実はそういうお感じを持たれたとするならば、これはただ両公社の経理状態の相違が御反映になつたのではないかと申すのでございまして、私どもも十分公共的な使命を遂行するための財政力をございませぬれば、決してそういうことを申し上げるようなことではないということでは確信を持って申し上げます。

○亀山委員 それでけっこうです。

○大矢委員長 横山君。

○横山委員 まず専売の方に伺ひしますが、先ほど私もやはり同じような印象を受けたのです。三公社の中で金額も少いかも知らぬけれども、あまり大したこともない、それで取るならば利な方でやってくれ、こういう軽い印象を受けたわけでありまして、その点意外な感じをしたわけでありまして、なぜかと申しますと、ついでこの間の大蔵委員会でもピースの値下げその他についての法案の説明を承わりました。大蔵委員一同、専売の売上収入が非常に激減をいたし、来年度の予算についても大に大わらわの苦心の状況が見えたわけでありまして、そういう状況の中でたばこを値下げして、何とか販売をたくさんにして、収支を償おうという議論の中で、一億円の固定資産税を支出す

ることについて案外に簡単なお話でございませぬ。考えますに、なるほどそうかという感じが今したわけでありまして、それといひますのは、あなたの方としては一億円をかりに出しても、それが損金に算入されて、国庫納付金がそれだけ減るのだから、もともとどうしようか。その点を一つ承わらしていただきます。

○小川説明員 どうも額が一億三千万円なものですから、軽い印象を与えたのでございませぬ。私が言いたかつたのは、先ほどある先生から言われた、たばこ消費税の問題に重点を置いて申し上げたのでございまして、たばこ消費税はなるほど一応経費の形をとっておりますが、それが多くなればそれだけ国庫納付金が減るといふ契約が大蔵省の方とできておりますので、このどつちへいっても問題ないという気持ちで説明したかつたこと、そういう印象を与えたのでございませぬ。実はきょう問題になつております固定資産税というのは、両先生のおっしゃるようでございます。確かにこれは予算といたしましても、予定より五十億も穴をあけて補正予算の審議をお願いしたというふうなことになるので、私は確かに一億でも五千万円でもこれを少くしなければならぬ。特にこの固定資産税の方は、一億三千万円お前の方で自前で持つてというふうな来年度、三十一年度予算では、私自身でこの経費の節減を考えなければならぬことになつております。しかも地方税と国庫納付金の両方を合せまして、私らかな

り自信がなかつたのでございませぬが、

千五百二十五億というものを押しつけられては、やきやきでございませぬ。従つてその中で一億三千万円というものを経費で出さなければならぬことになつてございませぬ。私の表現が若干悪かつたのでございませぬが、確かに公社としてこの捻出は今後非常に真剣に考えていかなければならぬと思つております。幸ひ明日からピースも値下げしまして、もう少し皆さんに吸つていただくという方向もとれるのじゃないかと思ひますし、新製品も出して、何とかしてこの売り上げを伸ばして、売り上げを伸ばせば――私の方は実は御承知のように明日から値下げします四十五円のピース四十円が、原価はただの九円何角がしてあります。従ひまして売り上げを伸ばせば問題は解決いたしますので、経費の節減はもとより、同時に工夫と品質改善によつて何とかこの点を御期待に沿うようにしたいと思つております。反面一億三千万円の捻出につきましても、今も行政管理局に毎日研究をいたして、今も行政管理局に、いろいろ皆さんの意見を伺ひて経費の節減、合理化というラインに奮進いたしまして、この点を懸出いたしたいと思つております。

○横山委員 わかりましたが、一つ今度は形を変えて、三公社の皆さんのうちどなたでもけつこうであります。お調べ願つておるところにお答え願ひたいと思ひます。それは三公社が公社になりました際は、たしか私の記憶によりまして、税金が一文もかかつていなかったように思つたので、その後年々何の税金、何の税金と云うふうないろいろな税金が三公社にかかつて参りました。それで今どんな税金が

かつてどのくらいあるかということ、それから根本的に公社設立当時税金がからなかった、税金はかけないというふうになっておったゆえんのもはどうかというものであつたか、どういふ理由であつたかという点について、お伺いをしたいと思います。

○観説委員 公社ができましたときに、私も相当大幅の免税の特権を得たわけでありました。しかしながら過去におきましては明治時代の電信電話建設条例等がございまして、なお非常な特権を持っておりますが、これは民主政治の原則からいっても、そう特権ばかりの上にあぐらをかいてはいかぬということ、公社法におきましても公衆電気通信法におきましても、かなり特権を剝奪されました。しかしながら今の固定資産税等につきましては、先ほどちょっと御説明申し上げました通り、これはやはり国としてこの施設を国民の福祉増進のために施設するということであり、できるだけ安く、あまねく国民の利用に供するといふような意味合い、ことに私どもの事業におきましては明治以来官営独占で参っておりますので、どうしてもこれは民営か、公共企業体に変えなければならぬということで、全く占領当局の指示ではなく、国会においても特に御検討がございまして、それで公社ができたのでありますから、そういう意味合いで税金を課していいのであります。なおこれは政府の全額出資でございまして、もちろん個人の所有でも何でもありません、やはり国の財産でございまして、そこをたゞいまは、当時からまた追加されたものもありませんが、あるいは不動産取得税、固定資産税につきましては事業の用に供しないものにはかけられておりました、これが大体現在一億三千万円程度ですか、年にお払いしております。その他乗用自動車あるいは自転車、こういうものについては税金がかかっておる。さらに御案内かと思ひますが、かつては民有地に電信柱を立てても年にたしか一本四錢とか二十錢とかかかるというのが、現在は大体電灯会社と同じように、民有地につきましては一本四十五円以上にお払いしている、これは税金ではございませんが、そういうような状況に相なっておりますのでございまして。

○石井説明員 大体的お話は今観説委員からお話がございましたが、なお国鉄にとつて特別にかかっております税金を申し上げますと、たゞいまお話をいたしました不動産取得税あるいは自動車税、直接事業の用に供しないものは電気ガス税、これは来年度からは交通の用に供するものは除かれることになつておりますが、現在は払っております。それから鉱産税、木材引取税、それから来年度の予定としては軽油税、これは鉄道関係にはかかりませんが、自動車関係にはかかりません、あるいは都市計画税というふうなものもかかることになつておられます。

○横山委員 観さんにお伺いしたいのであります、今のあなたの話の中に御説明も、それから簡単に表現された言葉との間に食い違いがあるようであります。それは公社が設立された当時の趣旨をお話になつた、そして特権

という言葉をお使いになつたのですが、本質的に政府の全額出資する公共企業体に対して税を免除することを特権とあなたはお考えでございませうか、税を課するのはほんとうであるか、税を課さないのがほんとうであるか、公共企業体の本質論からいって、あなたはどちらを考へておられますか。

○観説委員 少し言葉が誤まつておつたかも知れませんが、一応特権と申しますと一般の国民に対していろいろな義務を強制するとかなんとかいうことについて、前の電信法においては、ほん特権があつたわけでありまして、その中に課税は一切されぬというふうなことがありましたので、おしなべて特権という言葉を使つたのですけれど、たゞいま御質問のように内容について正確にいうとなりますと、実は公共企業体の本質というのには学者の間にもなかなか説がまだ分れておるのでございまして、公の所有である、すなわち政府の全額出資あるいは公の支配がある。しかしながらこれは企業的に独立採算で企業性を發揮していく、こういうところにあるという説明が一応通説でございまして、そういうものはほかにまだあるものであつて、必ずしもそれが公共企業体の本質ともいえない。しからば私ども電電公社をどういふように見るか、これは明らかに公の所有であります、また国の支配を受けていることは、予算面ほかすべてそういう形になつております。それから企業性の点につきましては、一方から見ますれば必ずしもまだ十分でないという批判もあるかと思ひますが、

やはり企業としての独立性というふうなものも考へていかなければならぬんじゃないか。公の所有であるが、そこに企業としての独立性を考へていく、もっと率直に申しますれば、独立採算して事業を經營していくという状態で、その点は政府機関とは違つて、すなわちある意味においては經營者がある程度安定していかなければいかぬというふうな、いろいろな本質があるわけでありまして、ともかくこういふ一つの企業をやつておるといふ場合に、これに課税すべきかどうか。政府としては現物出資でもちろん一文の配当も受けてない、これはやはり事業の發展段階において考へらるべきものではないか。日本の電話は非常に普及發達してないために、国民は非常に不便を感じておる。だから公社に大いに經營能力も發揮させよう、それから資金もできるだけほかのルートも作つてやろうといふことであつて、先ほど申したようにそれがまだ十分達成せられていないという場合において、政策的に考へれば、これに課税する価値というものは出てくるかと思ひます。公共企業体の本質で果して課税できるかできないか、私はこれは課税すべからずという本質にあるというふうな断言はできない。ただ国の政策としてどうかという議論はこれは大いにあるかと存じます。公社であれば、必ず課税免除であるべきだといふ通説なり本質というものは、私は肯定できないんじやないか、こう考へる次第でございまして。

○横山委員 議論はまた別の機会にいたしまして、奥野さんにお伺いしたいのですが、先ほど各公社から共通的に出た意見でございまして、それはこれから課税する固定資産税は一四の税率だけれども、しかしながら今までの非事業用については各市町村ばらばらで、まことに困つたもので、トラブルがある。こういうことで、できるならば取るにしても今回の一・四なり一定の税率で一括してやるように、緒にしたらどうかという意見は、まことにもつともな意見だと思ひます。それができない理由はどうかという理由でございませうか。

○奥野政府委員 これは御承知だと思ひますが、三公社の持つてお供してないものにつきましては、二十八年であつたと思ひますけれども、国会修正で固定資産税を課するものと定められたわけでありまして、この部分につきましては、課税上の負担を緩和するといふ趣旨の規定を置いてお供する資産でありまして、全面的に固定資産税を課しようといふような問題になりまして、果して本来の事業の用に供するものについても、固定資産税の形で付した方がいいのか、あるいは国会へ提案してございまして、本来の事業の用に供する資産、これにつきましては別段固定資産税の課税方式が悪いのだ、こういう議論もなかつたわけでありまして、法律案に制定されているようにわれわれも考へております。またもしこれを納付金制度ができましたらば、この部分について特に負担を緩和しなければならぬ理由があるかどうか、いろいろな問題が起つて参り

やります。これは御承知だと思ひますが、三公社の持つてお供してないものにつきましては、二十八年であつたと思ひますけれども、国会修正で固定資産税を課するものと定められたわけでありまして、この部分につきましては、課税上の負担を緩和するといふ趣旨の規定を置いてお供する資産でありまして、全面的に固定資産税を課しようといふような問題になりまして、果して本来の事業の用に供するものについても、固定資産税の形で付した方がいいのか、あるいは国会へ提案してございまして、本来の事業の用に供する資産、これにつきましては別段固定資産税の課税方式が悪いのだ、こういう議論もなかつたわけでありまして、法律案に制定されているようにわれわれも考へております。またもしこれを納付金制度ができましたらば、この部分について特に負担を緩和しなければならぬ理由があるかどうか、いろいろな問題が起つて参り

やります。これは御承知だと思ひますが、三公社の持つてお供してないものにつきましては、二十八年であつたと思ひますけれども、国会修正で固定資産税を課するものと定められたわけでありまして、この部分につきましては、課税上の負担を緩和するといふ趣旨の規定を置いてお供する資産でありまして、全面的に固定資産税を課しようといふような問題になりまして、果して本来の事業の用に供するものについても、固定資産税の形で付した方がいいのか、あるいは国会へ提案してございまして、本来の事業の用に供する資産、これにつきましては別段固定資産税の課税方式が悪いのだ、こういう議論もなかつたわけでありまして、法律案に制定されているようにわれわれも考へております。またもしこれを納付金制度ができましたらば、この部分について特に負担を緩和しなければならぬ理由があるかどうか、いろいろな問題が起つて参り

やります。これは御承知だと思ひますが、三公社の持つてお供してないものにつきましては、二十八年であつたと思ひますけれども、国会修正で固定資産税を課するものと定められたわけでありまして、この部分につきましては、課税上の負担を緩和するといふ趣旨の規定を置いてお供する資産でありまして、全面的に固定資産税を課しようといふような問題になりまして、果して本来の事業の用に供するものについても、固定資産税の形で付した方がいいのか、あるいは国会へ提案してございまして、本来の事業の用に供する資産、これにつきましては別段固定資産税の課税方式が悪いのだ、こういう議論もなかつたわけでありまして、法律案に制定されているようにわれわれも考へております。またもしこれを納付金制度ができましたらば、この部分について特に負担を緩和しなければならぬ理由があるかどうか、いろいろな問題が起つて参り

やります。これは御承知だと思ひますが、三公社の持つてお供してないものにつきましては、二十八年であつたと思ひますけれども、国会修正で固定資産税を課するものと定められたわけでありまして、この部分につきましては、課税上の負担を緩和するといふ趣旨の規定を置いてお供する資産でありまして、全面的に固定資産税を課しようといふような問題になりまして、果して本来の事業の用に供するものについても、固定資産税の形で付した方がいいのか、あるいは国会へ提案してございまして、本来の事業の用に供する資産、これにつきましては別段固定資産税の課税方式が悪いのだ、こういう議論もなかつたわけでありまして、法律案に制定されているようにわれわれも考へております。またもしこれを納付金制度ができましたらば、この部分について特に負担を緩和しなければならぬ理由があるかどうか、いろいろな問題が起つて参り

やります。これは御承知だと思ひますが、三公社の持つてお供してないものにつきましては、二十八年であつたと思ひますけれども、国会修正で固定資産税を課するものと定められたわけでありまして、この部分につきましては、課税上の負担を緩和するといふ趣旨の規定を置いてお供する資産でありまして、全面的に固定資産税を課しようといふような問題になりまして、果して本来の事業の用に供するものについても、固定資産税の形で付した方がいいのか、あるいは国会へ提案してございまして、本来の事業の用に供する資産、これにつきましては別段固定資産税の課税方式が悪いのだ、こういう議論もなかつたわけでありまして、法律案に制定されているようにわれわれも考へております。またもしこれを納付金制度ができましたらば、この部分について特に負担を緩和しなければならぬ理由があるかどうか、いろいろな問題が起つて参り

やります。これは御承知だと思ひますが、三公社の持つてお供してないものにつきましては、二十八年であつたと思ひますけれども、国会修正で固定資産税を課するものと定められたわけでありまして、この部分につきましては、課税上の負担を緩和するといふ趣旨の規定を置いてお供する資産でありまして、全面的に固定資産税を課しようといふような問題になりまして、果して本来の事業の用に供するものについても、固定資産税の形で付した方がいいのか、あるいは国会へ提案してございまして、本来の事業の用に供する資産、これにつきましては別段固定資産税の課税方式が悪いのだ、こういう議論もなかつたわけでありまして、法律案に制定されているようにわれわれも考へております。またもしこれを納付金制度ができましたらば、この部分について特に負担を緩和しなければならぬ理由があるかどうか、いろいろな問題が起つて参り

やります。これは御承知だと思ひますが、三公社の持つてお供してないものにつきましては、二十八年であつたと思ひますけれども、国会修正で固定資産税を課するものと定められたわけでありまして、この部分につきましては、課税上の負担を緩和するといふ趣旨の規定を置いてお供する資産でありまして、全面的に固定資産税を課しようといふような問題になりまして、果して本来の事業の用に供するものについても、固定資産税の形で付した方がいいのか、あるいは国会へ提案してございまして、本来の事業の用に供する資産、これにつきましては別段固定資産税の課税方式が悪いのだ、こういう議論もなかつたわけでありまして、法律案に制定されているようにわれわれも考へております。またもしこれを納付金制度ができましたらば、この部分について特に負担を緩和しなければならぬ理由があるかどうか、いろいろな問題が起つて参り

やります。これは御承知だと思ひますが、三公社の持つてお供してないものにつきましては、二十八年であつたと思ひますけれども、国会修正で固定資産税を課するものと定められたわけでありまして、この部分につきましては、課税上の負担を緩和するといふ趣旨の規定を置いてお供する資産でありまして、全面的に固定資産税を課しようといふような問題になりまして、果して本来の事業の用に供するものについても、固定資産税の形で付した方がいいのか、あるいは国会へ提案してございまして、本来の事業の用に供する資産、これにつきましては別段固定資産税の課税方式が悪いのだ、こういう議論もなかつたわけでありまして、法律案に制定されているようにわれわれも考へております。またもしこれを納付金制度ができましたらば、この部分について特に負担を緩和しなければならぬ理由があるかどうか、いろいろな問題が起つて参り

やります。これは御承知だと思ひますが、三公社の持つてお供してないものにつきましては、二十八年であつたと思ひますけれども、国会修正で固定資産税を課するものと定められたわけでありまして、この部分につきましては、課税上の負担を緩和するといふ趣旨の規定を置いてお供する資産でありまして、全面的に固定資産税を課しようといふような問題になりまして、果して本来の事業の用に供するものについても、固定資産税の形で付した方がいいのか、あるいは国会へ提案してございまして、本来の事業の用に供する資産、これにつきましては別段固定資産税の課税方式が悪いのだ、こういう議論もなかつたわけでありまして、法律案に制定されているようにわれわれも考へております。またもしこれを納付金制度ができましたらば、この部分について特に負担を緩和しなければならぬ理由があるかどうか、いろいろな問題が起つて参り

やります。これは御承知だと思ひますが、三公社の持つてお供してないものにつきましては、二十八年であつたと思ひますけれども、国会修正で固定資産税を課するものと定められたわけでありまして、この部分につきましては、課税上の負担を緩和するといふ趣旨の規定を置いてお供する資産でありまして、全面的に固定資産税を課しようといふような問題になりまして、果して本来の事業の用に供するものについても、固定資産税の形で付した方がいいのか、あるいは国会へ提案してございまして、本来の事業の用に供する資産、これにつきましては別段固定資産税の課税方式が悪いのだ、こういう議論もなかつたわけでありまして、法律案に制定されているようにわれわれも考へております。またもしこれを納付金制度ができましたらば、この部分について特に負担を緩和しなければならぬ理由があるかどうか、いろいろな問題が起つて参り

やります。これは御承知だと思ひますが、三公社の持つてお供してないものにつきましては、二十八年であつたと思ひますけれども、国会修正で固定資産税を課するものと定められたわけでありまして、この部分につきましては、課税上の負担を緩和するといふ趣旨の規定を置いてお供する資産でありまして、全面的に固定資産税を課しようといふような問題になりまして、果して本来の事業の用に供するものについても、固定資産税の形で付した方がいいのか、あるいは国会へ提案してございまして、本来の事業の用に供する資産、これにつきましては別段固定資産税の課税方式が悪いのだ、こういう議論もなかつたわけでありまして、法律案に制定されているようにわれわれも考へております。またもしこれを納付金制度ができましたらば、この部分について特に負担を緩和しなければならぬ理由があるかどうか、いろいろな問題が起つて参り



おいてこういうふうな御決定になったのでやむを得ず承服いたしておる次第であります。

○横山委員 先般日本国有鉄道経営調査会が答申した内容を見ますと、税制調査会がすでに答申をしたあと、つまり国鉄に固定資産税を増徴するという答申をしたあとこの経営調査会の答申でありますから、その点を含んでおるわけでありますが、それによりまして、第一案では、国鉄は現行の運賃の一一%を運賃改訂によって調達せよ、そうしても固定資産税増徴の場合には、その増徴分をその一一%に加える、こういっておるわけですが、第二案は、現行の一五%を運賃改訂によってやれ、そうしてまたやはり固定資産税増徴の場合はその増徴分を入れろと、こういっている。そうしますと、どうも三十六億なり七十二億を出すということは、あなたの方としてはこの問題についての考慮を腹の中に入れておられるのか、それとも考慮なしで、何とか経営合理化によってこの納付金が生み出せる、こういう立場におられるのか、その点の見解を率直に述べていただきたいと思ひます。

○石井説明員 先ほど中井先生の御質問にお答えしたかと思ひますが、私どもとしては単に税金の問題ばかりでなく、いわゆる老朽施設の取りかえあるいは施設の改良等の資金として、どうしても現状のままではならないから運賃の改正をお願いしたいということに常に申し上げているところでございます。

○横山委員 その点についてはきわめて重大な問題でありますから、また別の機会に御質問をしなければならぬと

思つております。

最後にちよつとお伺ひしたいのですけれども、この三十六億なり七億なり一億というところが予算に計上されておるわけでありまして、奥野さんにお伺ひしたいのは、各全国の公社の資産を評価し、それによって税率をかけるのだが、この額を越すことがあり得るのか、それとも予算に計上されておるこの額をもつて最高額としておるか、その点についてどういふふうなそらばんをおはじきになるおつもりかお伺ひをしたいと思います。

○奥野政府委員 固定資産の評価額を基礎にいたしましてこれに税率をかけるわけでありまして、予算には拘束されない。しかし予算は、大体評価額を基礎にして税率をかけた場合の金額であるというふうな現在考へているわけでありまして。

○横山委員 私の質問はこれで終りました。

○靱説明員 先ほど御説明した中にあやまちがございまして、はなはだ恐縮でございますが、訂正させていただきます。

現在かかっておりますのは、事業の用に供しないものに対して不動産取得税とか固定資産税、自動車税、自転車税がかかっている。それからそのうちで、固定資産税の事業の用に供しないものでかかっている年額は、三千万円に訂正願ひたいと思ひます。はなはだ失礼いたしました。

○大矢委員長 他にございませぬか。——それでは本日はこの程度にいたします。

次会は明三月一日午前十時半に開くことといたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時二十六分散会